

# 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入について

総務省自治行政局住民制度課



# 番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について

|             | 平成25年度            | 平成26年度         | 平成27年度            | 平成28年度                                 | 平成29年度   |
|-------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------------------------------|----------|
| 番号法         |                   |                | H27.10.5<br>付番・通知 | 個人番号利用、個人番号カード交付<br>H29.1～(予定)<br>情報連携 |          |
| 機構法         | H26.4.1～          | 地方公共団体情報システム機構 |                   |                                        |          |
| 住基法         | 指定情報処理機関          | 機構(指定情報処理機関)   | 機構                | 個人番号の住民票への記載                           |          |
|             | 本人確認情報(住民票コード)の提供 |                | 本人確認情報(個人番号)の提供   |                                        |          |
|             | 住基カードの交付          |                | 住基カードの経過措置        |                                        |          |
|             |                   |                |                   | 情報連携関連規定                               |          |
| 公的個人<br>認証法 | 指定認証機関            | 機構(指定認証機関)     | 機構                | 電子署名・電子利用者証明                           | 検証者の民間拡大 |

# 番号法の施行期日を定める政令

## 概 要

番号法<sup>(1)</sup>の施行の日は平成27年10月5日とし、一部の規定については平成28年1月1日とするもの。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

## 施行される主な規定

### 【番号法】

(平成27年10月5日施行)

- ① 個人番号の指定・通知等に関する規定  
(指定及び通知(第7条)、個人番号とすべき番号の生成(第8条)等)
- ② 特定個人情報の取扱い等に関する規定  
(提供の求めの制限(第15条)、特定個人情報の提供の制限(第19条(第7号を除く))、収集等の制限(第20条)等)

(平成28年1月1日施行)

- ① 個人番号の利用に関する規定  
(利用範囲(第9条)、再委託(第10条)、委託先の監督(第11条)、本人確認の措置(第16条)、別表第一等)
- ② 個人番号カードの交付に関する規定  
(個人番号カード(第3章)、事務の区分(第63条の一部))

### 【番号整備法<sup>(2)</sup>による改正後の住民基本台帳法】

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)

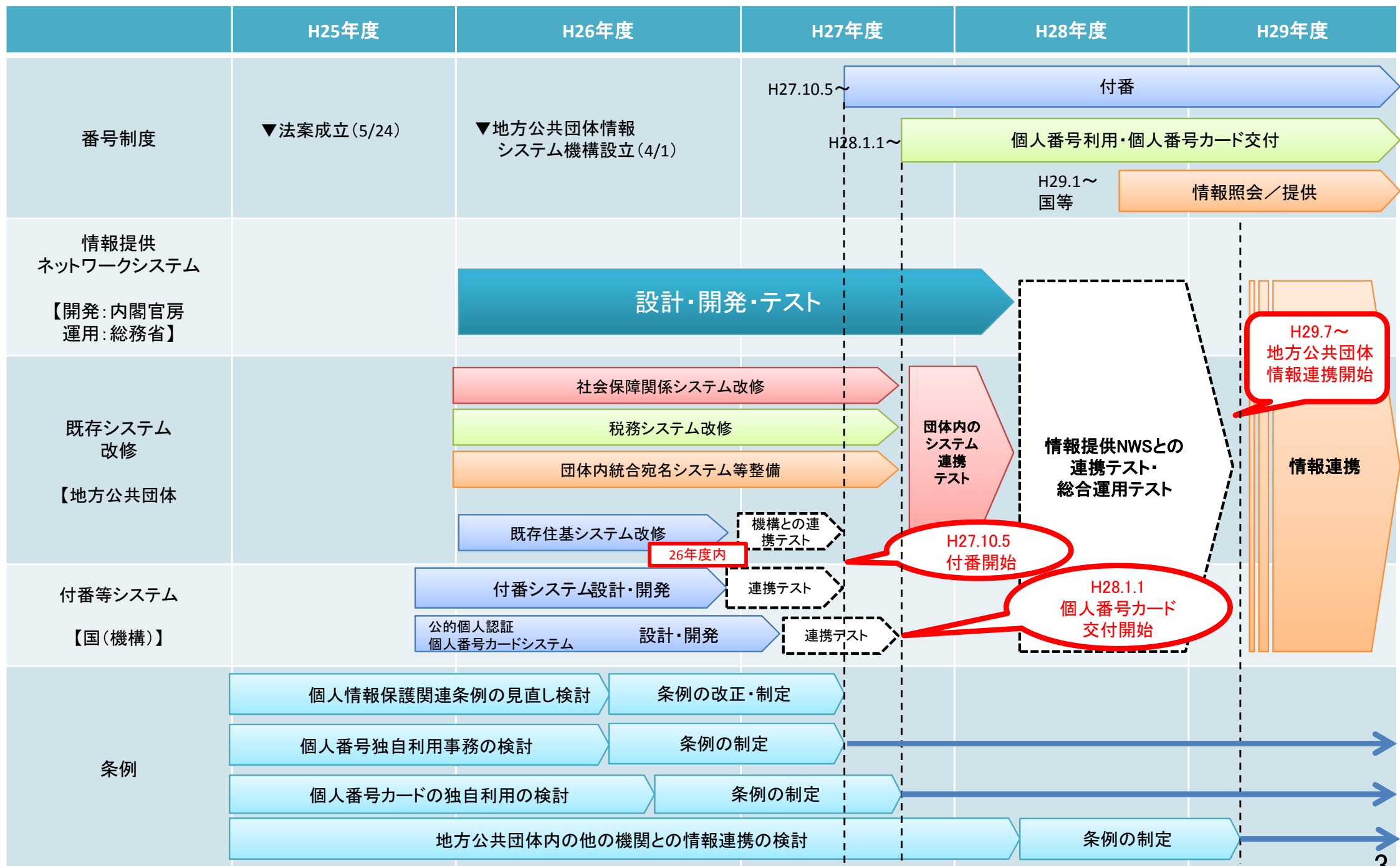
(平成27年10月5日施行)

- ① 本人確認情報の通知等に関する規定(本人確認情報に個人番号を追加する規定)  
(市町村長から都道府県知事、都道府県知事から地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の通知等(第30条の6、第30条の7)等)
- ② 本人確認情報の提供等に関する規定(地方公共団体情報システム機構が国・地方公共団体等へ本人確認情報を提供する規定)  
(国の機関等への本人確認情報の提供(第30条の9)、通知都道府県内の市町村への本人確認情報の提供(第30条の10)等)
- ③ 指定情報処理機関に関する規定(現行住民基本台帳法第4章の2第3節等)の削除

(平成28年1月1日施行)

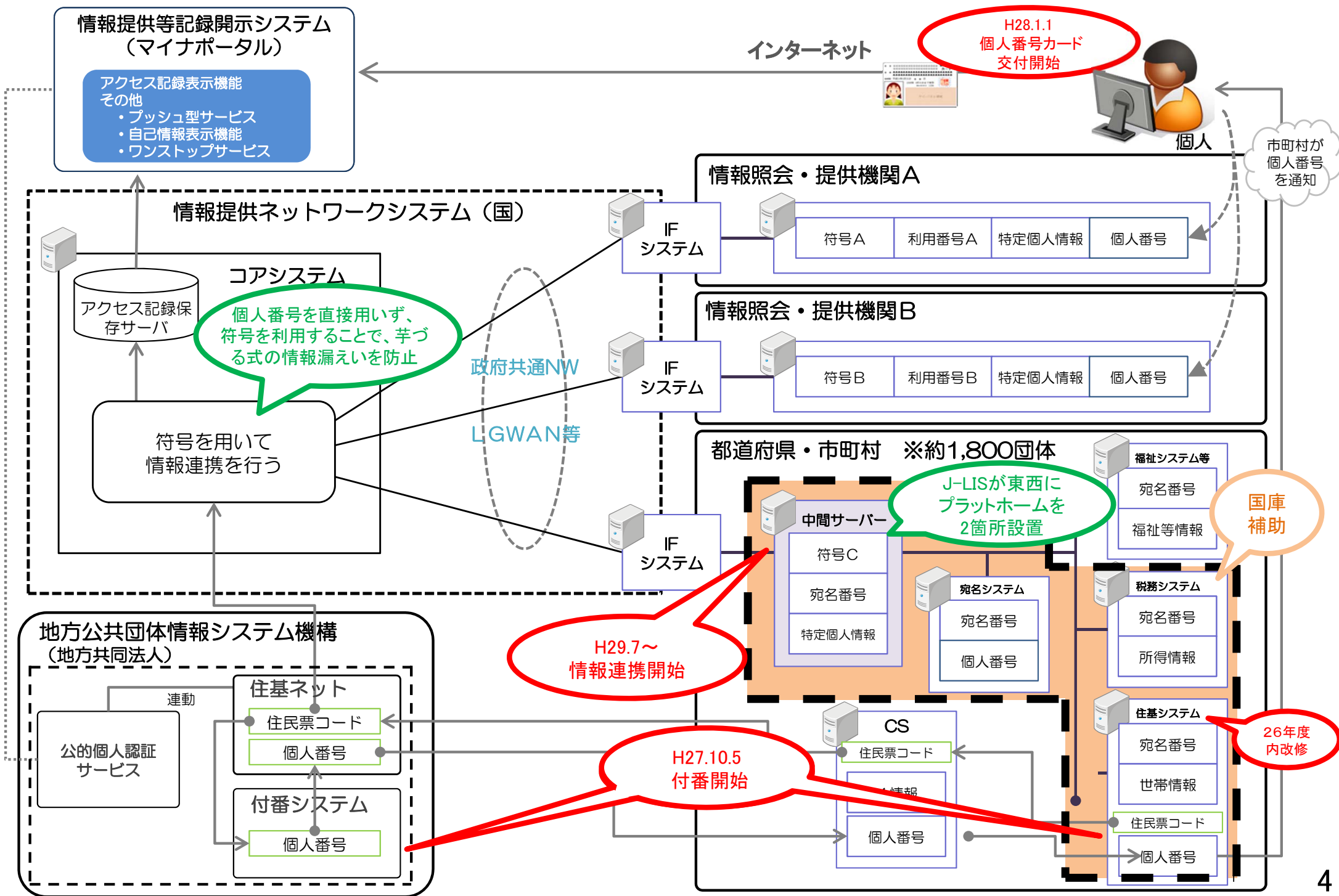
- ① 個人番号を含む本人確認情報の提供に関する規定  
(国の機関等への本人確認情報の提供(第30条の9)、別表第1～6等)
- ② 住民基本台帳カードに関する規定(現行住民基本台帳法第4章の2第5節等)の削除

# 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



# 社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）

利用者認証等



# 社会保障・税番号制度導入に係るシステムの改修等に関する留意事項について(通知)

平成27年4月17日総行住第47号  
総務省自治行政局住民制度課長から  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長あて通知

現在、各地方公共団体においては、本年10月からの社会保障・税番号制度に係る初期付番対応等に向けて既存システムの改修又は新規システムの構築等を進めているところと認識している。

その中でも既存住基システムの改修については、個人番号の付番開始に影響のないよう平成26年度中に改修を終えるよう周知していたところであるが、一部の地方公共団体において、既存住基システム改修の業者選定に際して、既存のシステムベンダーとの間で調整が難航する事例があった。

こうしたトラブルは、法定受託事務とされている個人番号の付番に係る準備行為の作業スケジュールに多大な影響を与えることになる。また、付番作業に限らず、今後予定されている特定個人情報の照会・提供事務に関しても、システム改修又は構築等にあってこのような事態が生じた場合には、特定個人情報の提供等の法律上の義務を地方公共団体が果たすことができないことになる。

各地方公共団体におかれては、今後社会保障・税番号制度に係るシステム改修又は構築等に際しシステムベンダーと契約を行う場合には、例えば、あらかじめデータ移行経費の取扱いや金額の妥当性を確認するなど双方了解の上で契約を行う等により、システムベンダーとの調整について万全を期し、作業スケジュールに遅れが生じることのないよう、また、次期以降のシステム更改期におけるシステムベンダーとのトラブルを惹起することのないようご留意願いたい。

万が一、貴都道府県及び貴都道府県内市区町村（指定都市を含む。以下同じ。）において上記のようなトラブルを含め番号制度の導入スケジュールに影響を及ぼす可能性がある事態が発生又は発生するおそれがある場合は、貴都道府県内市区町村におけるトラブルについては貴都道府県で調整を行うとともに貴都道府県から総務省自治行政局住民制度課まで速やかにご連絡願いたい。また、貴都道府県におけるトラブルについては貴都道府県から総務省自治行政局住民制度課まで速やかにご連絡願いたい。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対して、社会保障・税番号制度を円滑に導入できるよう、上記の案件にとどまらず幅広く適切な助言を継続的に行っていただくとともに、本通知について貴都道府県内市区町村へご周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものである。



# 個人番号制度の導入に係る地方公共団体への財政措置(平成27年度・総務省所管分)

( ) 内の値は前年度予算

## ① 個人番号カードの発行等の実施：483.2億円 (2.2億円)

※前年度は地方公共団体情報システム機構への委託費

- ・ 地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対する補助金
- ・ 市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対する補助金

## ② 番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援：120.9億円 (311.3億円)

- ・ 地方公共団体において、番号制度の導入に当たって必要となる、関係情報システムの整備に係る補助金<26補正409.3億円>※社会保障関係システムについては、厚生労働省において予算措置

## ③ その他の番号制度に係る支援措置

- ・ 地方公共団体において使用する情報連携等のための端末・機器等に要する経費及びデータの移行に要する経費について普通交付税措置を実施

## (参考) 個人番号制度の導入に係る国によるシステム開発等の予算措置 (平成27年度・総務省所管分)

## ④ 個人番号の付番の実施：14.2億円 (31.8億円)

- ・ 個人番号の付番開始 (平成27年10月予定) に向けたシステム開発などを引き続き実施

## ⑤ 総合行政ネットワークの改修に要する経費：2.4億円 (新規)

- ・ 情報連携に用いるネットワークとして総合行政ネットワークに必要不可欠となる改修等を実施

# 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

## 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の概要

### 番号法の規定

- 番号法第9条においては、個人番号の利用範囲を原則として以下の範囲と規定している。※1
  - ▶ 番号法別表第一に掲げる主体が、同表に掲げる事務において利用する場合（第1項）
  - ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務※2において利用する場合（第2項）
  - ▶ 個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合（第3項）

※1 このほか、災害時における特例等の例外的な利用が認められている（第4項・第5項）。

※2 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務に限る。

- 番号法第19条においては、同条各号に掲げられた場合を除き特定個人情報の提供を制限しており、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合は同条第9号に基づく条例を制定する必要がある。

### 条例の制定の必要性

- このため、以下の①～③の場合には、地方公共団体は番号法に基づく条例を定める必要がある。

- ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）
- ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）
- ③ 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供

※ 庁内連携は、必然的に全地方公共団体が行うことが想定されるため、全地方公共団体が条例を定める必要がある。

### スケジュール

- 番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、実際に独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供が行われるまでに整備する必要がある。
- 個人番号の独自利用・庁内連携は番号法の施行に伴い個人番号が利用可能になる平成28年1月から独自利用、庁内連携及び同一地方公共団体内の機関間で特定個人情報の情報連携を行う場合には、既存データベースと個人番号との初期突合等の準備を行うために対象となる事務を明らかにしておく必要があることから、個人番号の付番を行う平成27年10月までに条例を整備しておくことが望ましいと考えられる。



# 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)①

平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号  
内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、  
総務省自治行政局住民制度課長、  
自治税務局市町村税課長から各都道府県社会保障・税番号  
制度主管部局長あて通知

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）については、その事務の実施にあたり、当該一部事務組合等を構成する地方公共団体（以下「構成地方公共団体」という。）から住民基本台帳に記載又は記録された事項（以下「住民基本台帳情報」という。）や税務関係情報等の必要な情報が提供されているところですが、社会保障・税番号制度導入後は、これらの情報に個人番号が付される場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報として扱うことが必要となります。

これを踏まえ、下記のとおり、一部事務組合等と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受に関する考え方をまとめましたので、事務処理に当たっての参考にしていただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市区町村（一部事務組合等を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

## 1 基本的考え方

地方自治法第284条に基づき一部事務組合等を設立し、地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなった場合には、同条第2項又は第3項の規定により、構成地方公共団体の執行機関は消滅することとされ、また、地方自治法第292条の規定により、一部事務組合等には、都道府県に関する規定又は市町村に関する規定を準用し、個別の法令の規定において「都道府県」「市町村」とあるのは「一部事務組合等」と読み替えて適用されることとされている。

したがって、一部事務組合等の設立により、共同処理させる事務に係る構成地方公共団体内の部署が廃止される一方で、制度を規定する法令が一部事務組合等に直接適用されることから、一部事務組合等は構成地方公共団体の一部署に成り代わり、個別法令の規定に基づき事務を行うものであり、構成地方公共団体が保有している個人情報についても「同一地方公共団体内の内部利用」とみなして必要な限度で利用することができるものであること。

この場合、構成地方公共団体と一部事務組合等との間の特定個人情報の授受については、特定個人情報の「利用」に該当するものとして、同法第9条第2項の適用を受けるため、構成地方公共団体において、同項に基づき庁内連携に関する条例が整備される必要があること。

なお、個人番号をその内容に含む住民基本台帳情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定により庁内連携が可能となるものであることから、庁内連携のための特段の条例の整備は不要であること。

## 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)②

### 2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について

例えば、窓口業務を市町村に残し、その他の審査・認定業務等を一部事務組合が処理する場合など、特定の事務を一部事務組合等が構成地方公共団体とともに処理する場合には、同一部署内での内部利用となり、番号法上の特定個人情報の提供に当たらず、また、庁内連携のための条例整備についても不要であること。

### 3 一部事務組合等を新設した場合について

社会保障・税番号制度導入後、一部事務組合等を新規に設立する場合には、これに伴い、それまでの事業実施により構成地方公共団体において保有している情報を一部事務組合等へ引き渡す必要があるが、この場合は、番号法第19条第5号に規定する事業の承継に伴う特定個人情報の提供と位置づけられるものであること。

### 4 地方税法上の守秘義務との関係について

一部事務組合等と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受と地方税法第22条の守秘義務との関係については、それぞれの制度を規定する法令における行政機関の調査権限等を踏まえ、地方税法上の守秘義務が解除され得るのかどうか個別に検討を要するものであることから、番号法上の特定個人情報の利用又は提供とは別途検討を要するものであること。

なお、現在も一部事務組合等で共同処理が行われている介護保険や後期高齢者医療に関する事務については、それぞれ介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）において、被保険者等に対する調査権限とこれを担保する規定（過料）が規定されていることから、これらの法律に基づく事務を行う一部事務組合等へ構成地方公共団体が必要な範囲内の税務関係情報を提供することは差し支えないと考えられること。

### 5 その他

番号法第9条第2項に基づく条例制定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく条例制定について」（平成26年10月24日付け府番第55号、総行住第110号）において通知していることから改めて参照願いたい。

# 個人情報保護条例の改正等について

## 個人情報保護条例改正の概要

### 趣 旨

- 番号法では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第31条において、地方公共団体は、「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とされている。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は地方公共団体に対しても適用されることとなるが、番号法第29条（行政機関個人情報保護法等の特例）及び第30条（情報提供等記録についての特例）において、行政機関個人情報保護法や個人情報保護法等の読替えとして規定されているものについては当然に地方公共団体の条例に適用されるものではないため、その趣旨に沿って条例改正等の対応が必要となる場合がある。

### 条例改正等の対応

- 条例改正等の対応としては以下の対応が考えられる。
  - ① 現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行う。
  - ② 現行の個人情報保護条例の規定に読替規定を置き、特定個人情報の保護に関する規定を追加する改正を行う。
  - ③ 「特定個人情報の保護に関する条例」を新規に制定する。

### スケジュール

- 個人情報保護条例の改正は、実際に特定個人情報を保有する平成27年10月までに整備する必要がある。

### 特定個人情報と情報提供等記録

- 番号法第29条において「情報提供等記録以外の特定個人情報」に関する読替規定を置き、第30条において「情報提供等記録」に関する読替規定を置いている。「情報提供等記録」とは、特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報であり、特定個人情報と位置付けられるものであるが、一般の特定個人情報とその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取扱いとする必要がある。



# 個人情報保護条例の改正等について

## 改正等すべき規定一覧

|                       | 特定個人情報(情報提供等記録を除く)                                                                                                                                                                                                                              | 情報提供等記録                                                                                | 改正趣旨                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用目的以外の目的での利用に関する規定   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の例外を除いて原則禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合<br/>※金融機関に該当する地方独立行政法人等のみ該当する。</li> <li>② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用目的以外の目的での利用を禁止する。</li> </ul>                | <p>特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定している。</p> <p>また、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止する。</p>                                                   |
| 提供の制限に関する規定           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 番号法第19条の各号に該当する場合に提供できるようにする。</li> </ul>                                                                                                                                                               |                                                                                        | <p>番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限する。</p> <p>オンライン結合を制限する規定が条例上置かれている場合、番号法第19条各号に掲げられた場合にはオンライン結合を可能とすることが必要な場合がある。</p> |
| 開示・訂正・利用停止に関する規定      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。</li> </ul>                                                                                                                                                      |                                                                                        | <p>特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求及び訂正請求を行うことを認める。</p>                                                                                      |
| 利用停止の請求の条件に関する規定      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の場合についても利用停止請求を認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用制限に対する違反</li> <li>② 収集制限・保管制限に対する違反</li> <li>③ ファイル作成制限に対する違反</li> <li>④ 提供制限に対する違反</li> </ul> </li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用停止請求を認めない。</li> </ul>                       | <p>番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、個人情報保護条例においても同様の措置を講ずる。</p> <p>なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない。</p>                |
| 開示手数料の減免に関する規定        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示手数料を減額又は免除できるようにする。</li> </ul>                                                                                                                                             |                                                                                        | <p>経済的な理由等によらずに、各個人が特定個人情報を容易に確認できるようにするため、開示手数料の減額又は免除の措置を講ずる。</p>                                                                                                                       |
| 他の条例による開示実施との調整に関する規定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の条例による開示の実施との調整規定を設けている場合は、当該規定を適用除外とする。</li> </ul>                                                                                                                                                   |                                                                                        | <p>他の条例等により同一の方法の開示が定められている場合に調整規定を設ける場合があるが、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）による情報開示の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号法に基づく情報記録等開示システム（マイナポータル）を通じた開示を可能とする必要がある。</p>    |
| 開示・訂正時の移送に関する規定       | -                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めない。</li> </ul>           | <p>情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。</p>                                                                                                                            |
| 訂正の通知先に関する規定          | -                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知する。</li> </ul> | <p>情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。</p>                                                                                              |
| その他の規定                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定個人情報及び情報提供等記録などの定義を追加する。</li> <li>○ 措置要求を行わないこととする。</li> </ul>                                                                                                                                       |                                                                                        | <p>各地方公共団体の個人情報保護条例の実態に即して必要な条項を追加する。</p> <p>また、特定個人情報は、番号法第19条各号により明確に提供できる場合が制限されるため、措置要求については適用除外とする。</p>                                                                              |

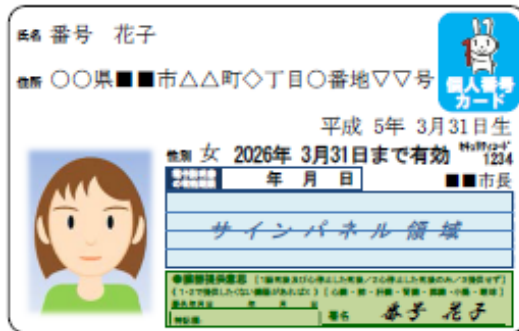
# 個人番号カード、通知カードについて

|         | 住民基本台帳カード                                                                                                            | 個人番号カード                                                                                                                                             | 通知カード                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 様式    |  <p>○住民票コードの券面記載なし<br/>○顔写真は選択制</p> |  <p>表面(案)<br/>○個人番号を券面に記載(裏面)<br/>○顔写真を券面に記載</p> <p>裏面(案)</p>     |  <p>(案)<br/>○個人番号を券面に記載<br/>○顔写真なし</p>    |
| 2 作成・交付 | <p>○即日交付又は窓口へ2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能<br/>○手数料:1000円が主<br/>(電子証明書を搭載した場合)<br/>○交付事務は自治事務</p>                        | <p>○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</p> <p>○全市町村が共同で委任<br/>○手数料:無料(電子証明書含む)<br/>○交付事務は法定受託事務</p>                 | <p>○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任<br/>○手数料:なし<br/>○交付事務は法定受託事務</p>                                            |
| 3 有効期間  | <p>○発行日から10年<br/>※電子証明書(署名用)は3年</p>                                                                                  | <p>○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きい<br/>ため、申請者の5回目の誕生日まで)<br/>※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行<br/>日から5回目の誕生日まで</p>                                  | <p>○なし</p>                                                                                                                   |
| 4 利便性   | <p>○身分証明書としての利用が中心</p>                                                                                               | <p>○身分証明書としての利用<br/>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出<br/>産育児、病気、年金受給、災害等)<br/>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービ<br/>スの利用<br/>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引<br/>等における利用</p> | <p>○個人番号カードの交付を受けるまで<br/>の間、行政機関の窓口等で個人番号<br/>の提供を求められた際に利用可能<br/>(番号法に基づく本人確認のため<br/>には、通知カードのほか主務省令で<br/>定める書類の提示が必要。)</p> |

# 個人番号カードの様式、申請・交付(案)

## 様式

### 表面(案)



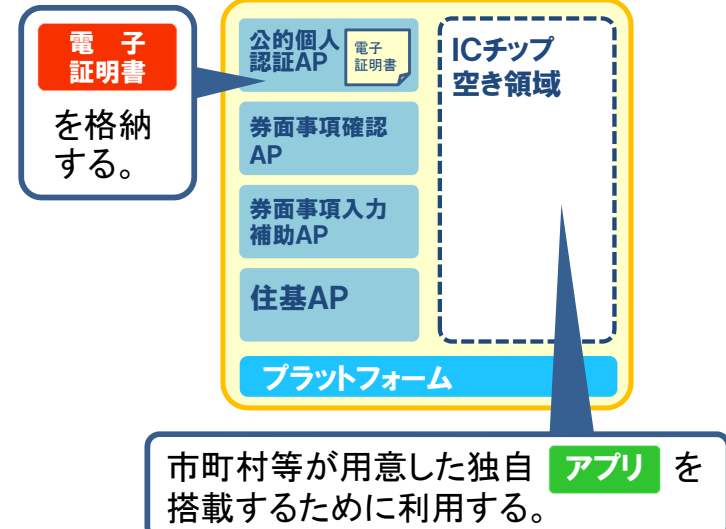
- 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない  
(本人同意等によりできる)

### 裏面(案)



- 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や  
雇用主など、法令に規定された者  
に限定される

### ICチップ内のAP構成



## 申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、  
「個人番号カード交付申請書」を  
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が  
できた旨の通知書を送付。  
市町村窓口へ来庁いただき、  
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



# 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号花子 NNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNN  
住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地 NN  
NN▽▽号 NNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNN  
平成 5年 3月31日生 性別 女 NNNNNNN  
発行 平成27年10月NN日 NNNNNNN 1234567890

↑ミジメに沿って切り離し

↑ミジメに沿って切り離し

(キリトリ)

**個人番号カード交付申請書**  
**兼 電子証明書発行申請書**

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

NNNNNN市長 様  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

個人番号 1234 5678 9012

氏名\* 番号 花子

住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成 5年 3月 3 1日 性別 女

※代替文字情報

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等満了日の有無 N 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する ☐  
※最大11文字まで(濁点等は1文字)

パンゴウ ハナコ

※ 上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

← 右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から  
交付の申請ができます。

(キリトリ)

申請者  
ID 1234 5678 9012  
3456 7890 123

10000019 01/01  
3190110000019#

視覚障がい者用  
音声コード

製造管理番号

(表)

マイナンバー

● この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。

● このカードを拾得された方は、下記連絡先までご連絡ください。  
《連絡先》個人番号カードコールセンター TEL XX-XXXX-XXXX

↑ミジメに沿って切り離し

↑ミジメに沿って切り離し

(キリトリ)

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※ ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

☐ 利用者証明用電子証明書

顔写真貼付欄

サイズ  
(縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6か月以内に撮影  
・無帽、正面、無背景のもの  
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

ふりがな

代理人氏名(自署) 印

代理人住所 〒 -

(電話番号: )

本人との関係

【ご注意】表面の記載事項のうち、印のついた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

(キリトリ)

● 申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。

※ 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大事に保管願います。

マイナンバー

(裏)

14

# 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式(案)

(表)

郵便はがき A10-012345

012012340123456789

999-9999  
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号  
番号 花子

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。  
表面に記載の必要書類を持参のうえ来庁して下さい。

|         |                |
|---------|----------------|
| 市区町村名   | ■■■市           |
| 交付場所名   | ■■■市役所         |
| 交付場所所在地 | 〇〇県■■市△△町◇-◇-◇ |
| 電話番号    | 01-2345-8789   |

代替文字情報 ×→▲ ○→◎ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般的にパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えていただきますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出て下さい。

■■■市役所  
〇〇県■■市△△町◇-◇-◇

(裏)

A10-012345

■■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請した個人番号カード及び電子証明書の準備ができましたので、照会します。あなたの意思に基づき申請に相違がなければ以下の回答書に記入・署名・なつ印の上、あなたご自身が表面記載の交付場所に\_\_\_\_\_までに来庁して下さい。なお、来庁時には以下の書類を持参下さい。

- ・本通知書 ・通知カード ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等市町村長が適当と認める書類のうち2点※）

■■■市長様  
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

本人の住所 \_\_\_\_\_  
本人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

病状、身体障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で回答書の持参を代理人に依頼される場合(※)は、以下の委任状の欄に、あなたご自身が記入・署名・なつ印して、代理人に持参させてください。また、あなたが指定した代理人が本人であることを確認するため、代理人の運転免許証等の本人確認書類及び代理権の確認書類(※)が必要です。

■■■市長様  
本人の住所 \_\_\_\_\_  
本人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領及び電子証明書の発行手続き（代替文字の選択を含む）、電子証明書の受領の権限を委任しましたので通知します。

代理人の住所 \_\_\_\_\_  
代理人の氏名 \_\_\_\_\_

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付して下さい。

①署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）  
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）  
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）  
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

(※)本人確認書類や、代理人に依頼できる場合の範囲は、通知カード送付時に同封された説明書類を確認いただくが、個人番号カードコールセンター（0570-000000）にお問い合わせ下さい。  
(個人番号カードホームページ [http://www.\\*\\*\\*\\*\\*.go.jp/](http://www.*****.go.jp/))

はがす



目隠しシールを剥がして、交付場所をご確認してください。

(注意) 剥がした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合に、ハガキ裏面の暗証番号記入欄に貼付していただくこととなりますので、委任される方は、先に暗証番号をご記入してから剥がしてください。

必要に応じ再利用

# 個人番号カードのメリット

## 個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として  
個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上  
○公平・公正な社会を実現

券面

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

## 各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用  
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化  
○手続き漏れによる損失の回避

電子  
証明書

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

## 本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。  
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

または

電子  
証明書

## 各種民間のオンライン取引／口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発  
→公的個人認証サービスの民間開放  
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を  
安全かつ迅速に利用

電子  
証明書

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

## 付加サービスを搭載した多目的カード

■市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能  
■国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが  
個人番号カードに一元化



券面

または

アプリ

または

電子  
証明書

## コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、  
印鑑登録証明書などの公的な  
証明を取得できる。

○住民の利便性向上  
○市町村窓口の効率化

アプリ

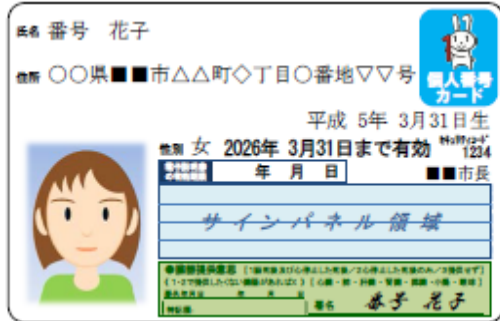
または

電子  
証明書

現在、約100市町村(国民の約2割)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約800弱の市町村が導入予定(国民の約8割)。

# 個人番号カードのアプリの概要

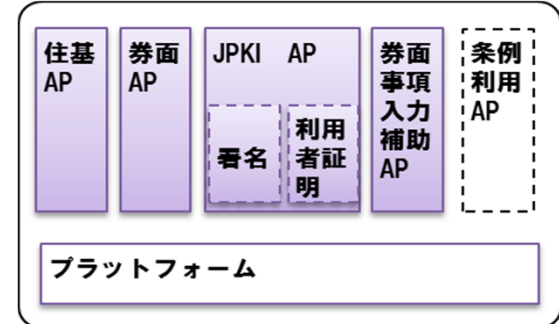
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成

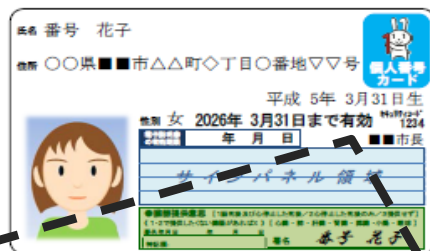


| AP             | 個人番号取得、本人確認における役割                                                                                                                                                                                                                                                                 | アクセスコントロール                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 券面AP           | <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面における券面記載情報の改ざん検知</li> <li>・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用</li> </ul> <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表面情報: 4情報+顔写真の画像</li> <li>・裏面情報: 個人番号の画像</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用できる者<br/>表と裏の券面情報<br/>： 照合番号A(個人番号12桁)</li> <li>・個人番号を利用できない者<br/>表の券面情報のみ<br/>： 照合番号B(14桁: 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)</li> </ul>                           |
| JPKI-AP        | <p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請に利用</li> </ul> <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル等のログインに利用</li> </ul>                                                                                                                   | <p>暗証番号(6～16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>                                                                                                                                                                      |
| 券面事項入力補助AP【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能</li> </ul> <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ</li> <li>②個人番号 及びその電子署名データ</li> <li>③4情報 及びその電子署名データ</li> </ol> <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①については、暗証番号(4桁の数字)</li> <li>②については、照合番号A(個人番号12桁)<br/>※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。</li> <li>③については、照合番号B(14桁: 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)</li> </ol> |
| 住基AP           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票コードを記録</li> <li>・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能</li> </ul>                                                                                                                                                                          | 暗証番号(4桁の数字)                                                                                                                                                                                                    |

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。  
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。



# 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



## 公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

## 署名用電子証明書(既存)

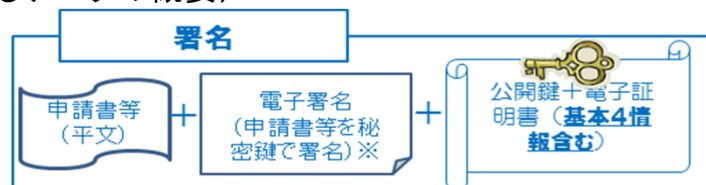
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

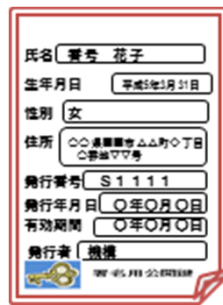


署名用  
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## 電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

## 利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用  
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## 電子証明書のイメージ

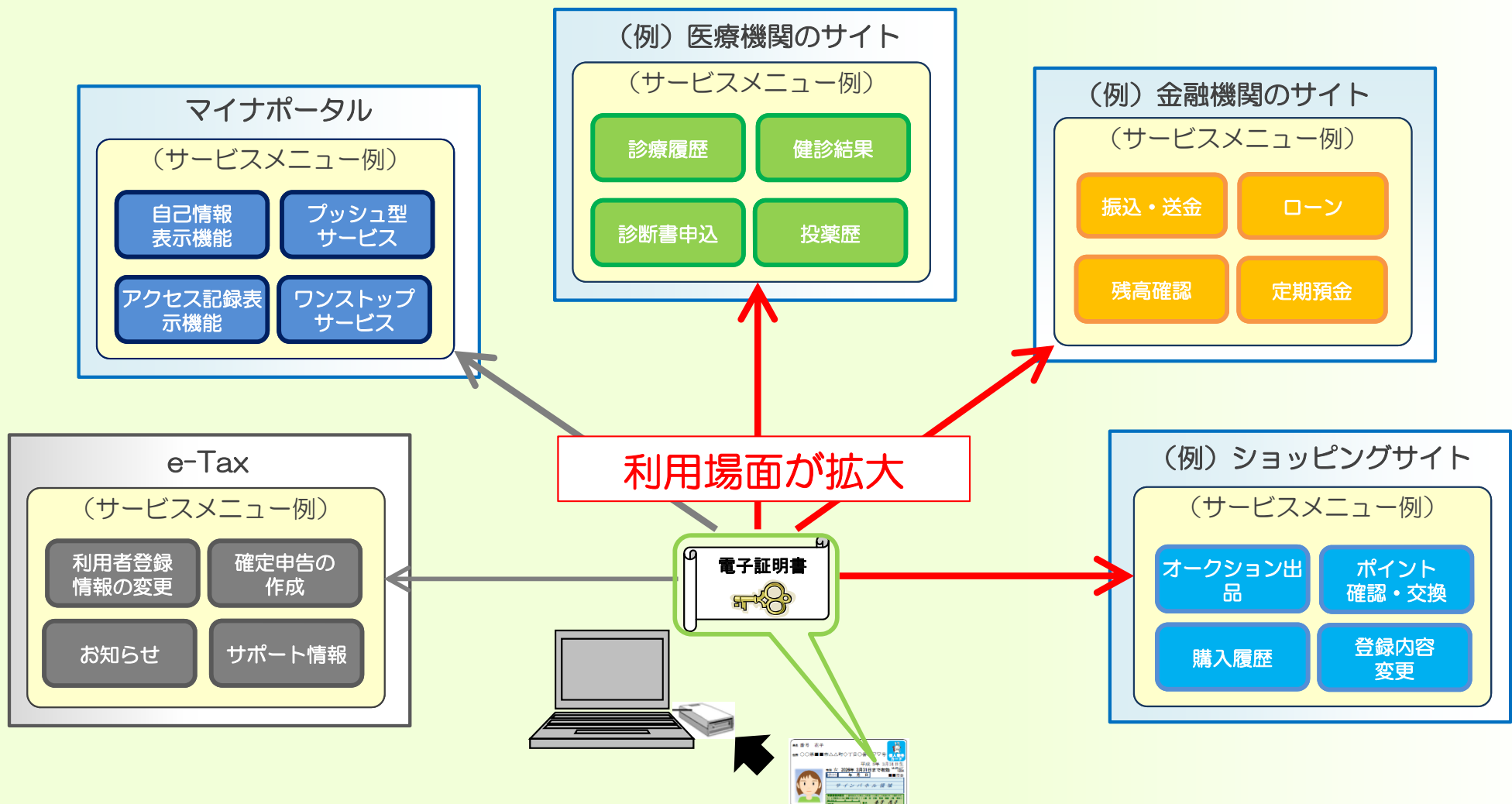


※基本4情報の記録なし



# 公的個人認証サービスの民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



## 職員への個人番号カードの取得促進について

- ・社会保障・税番号制度は、政府が導入するより公平な社会保障制度の基盤となるものであり、個人番号カードは当該制度において重要な役割を担っているもの。
- ・政府においても、個人番号カードを普及させるための様々な方針が示されているところ。
- ・国家公務員が率先して取得するため、平成27年3月27日開催の第61回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、各府省の機関や部門ごとに個人番号カードの取得申請書を取りまとめて申請するなどの方策を検討することを要請している。
- ・地方公務員においても率先して個人番号カードを取得し、広く普及を図っていくことが重要。

### 方策例

1. 庁内において、通知カードと共に自宅に届いた個人番号カード交付申請書により積極的に申請していただくよう促す
2. 庁内において職員の申請書を取りまとめ、一括申請を行う

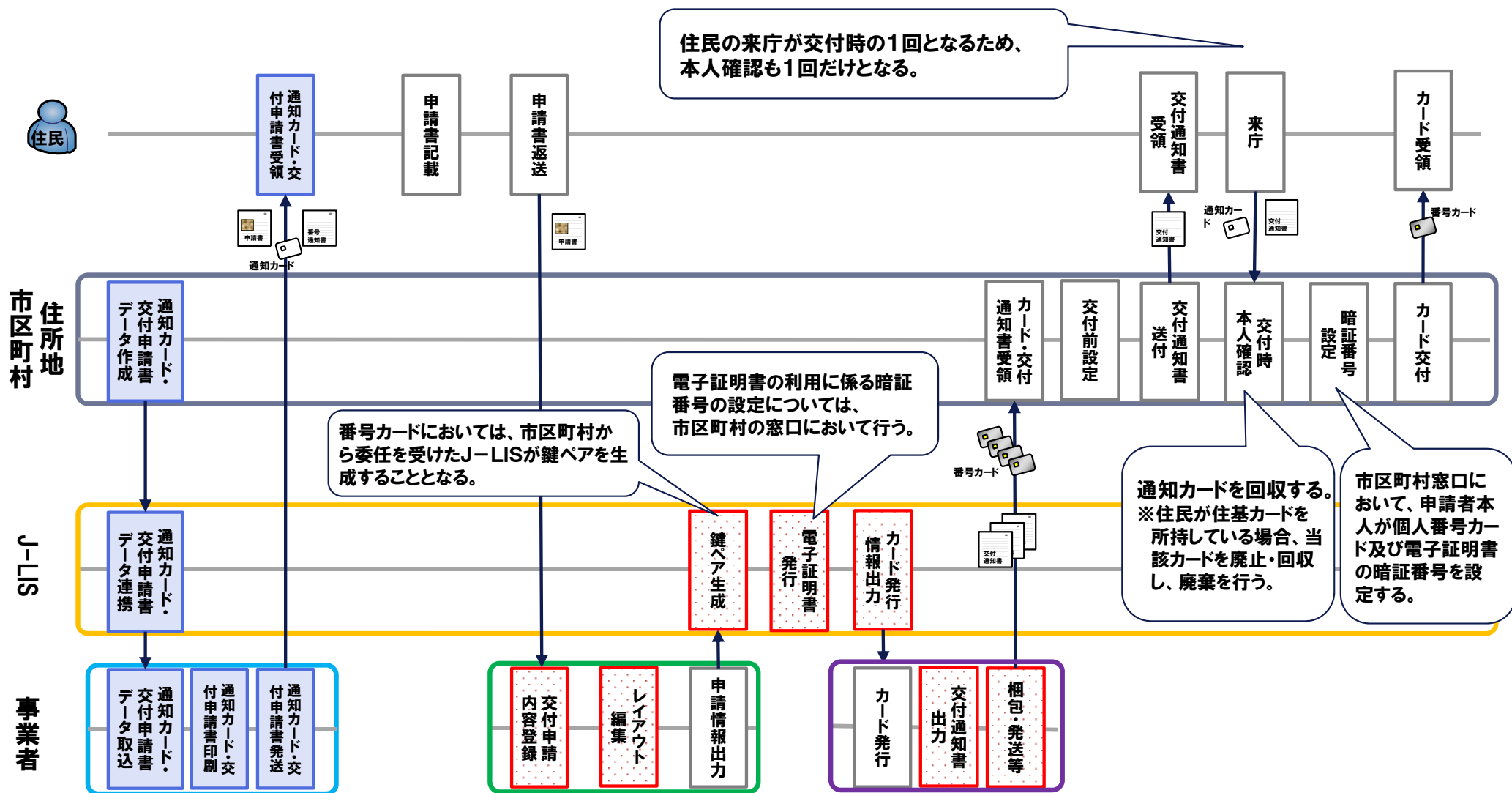
### 【2の場合】

- ①各部署において、所属する職員にブランクの交付申請書に記載してもらい、顔写真を貼付する
- ②人事課等でとりまとめ、J-LISへ送付
- ③交付通知書が届き次第、住所地市町村の窓口に行き交付を受けることを促す

- ① 交付時来庁方式
- ② 申請時来庁方式
- ③ 申請時来庁方式(被災者・DV等被害者対応)
- ④ 勤務先企業等による一括申請方式
- ⑤ 勤務先企業等による一括申請方式  
(勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付)

# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(①交付時来庁方式)

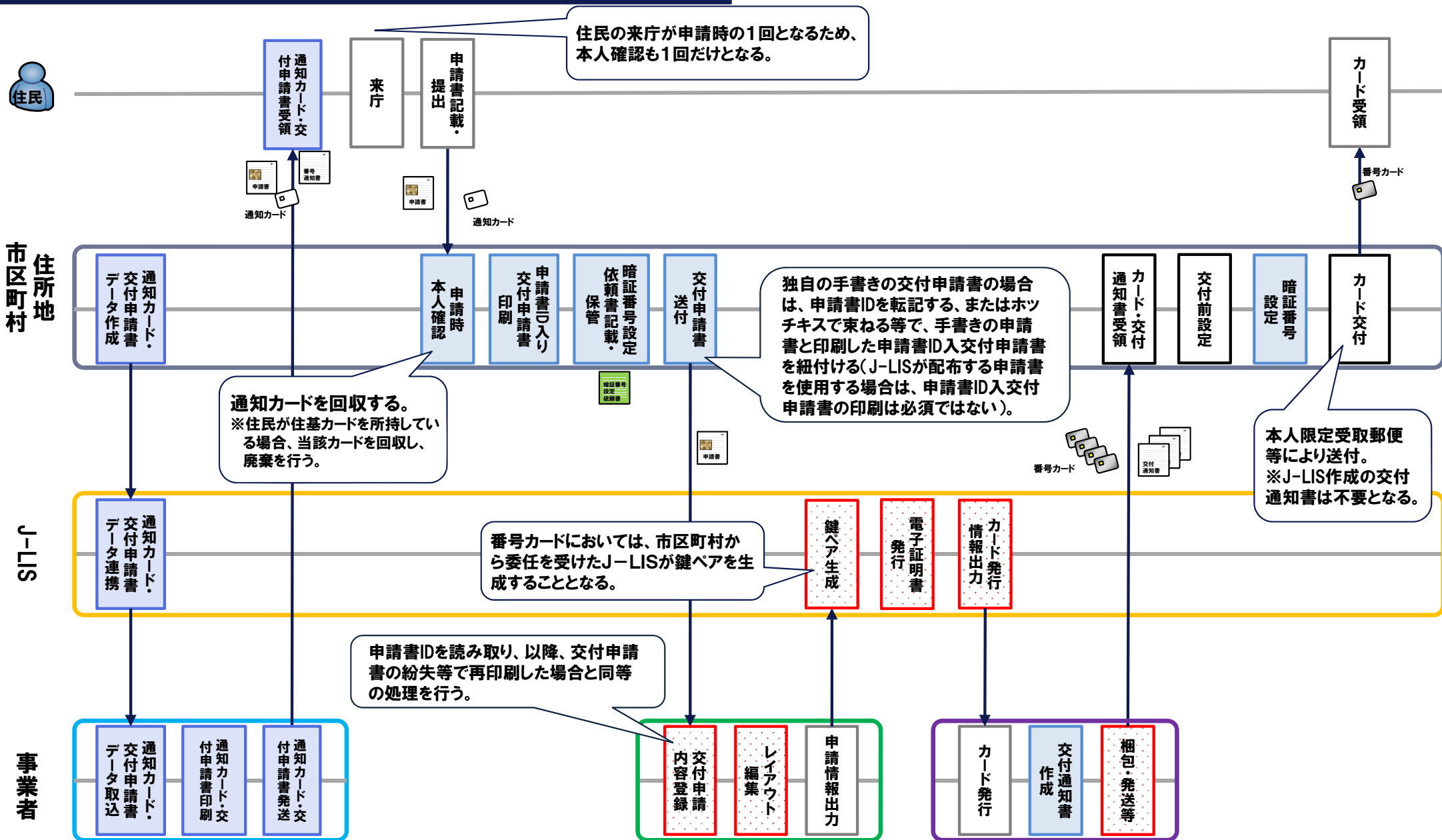
## 交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁)





# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(②申請時来庁方式)

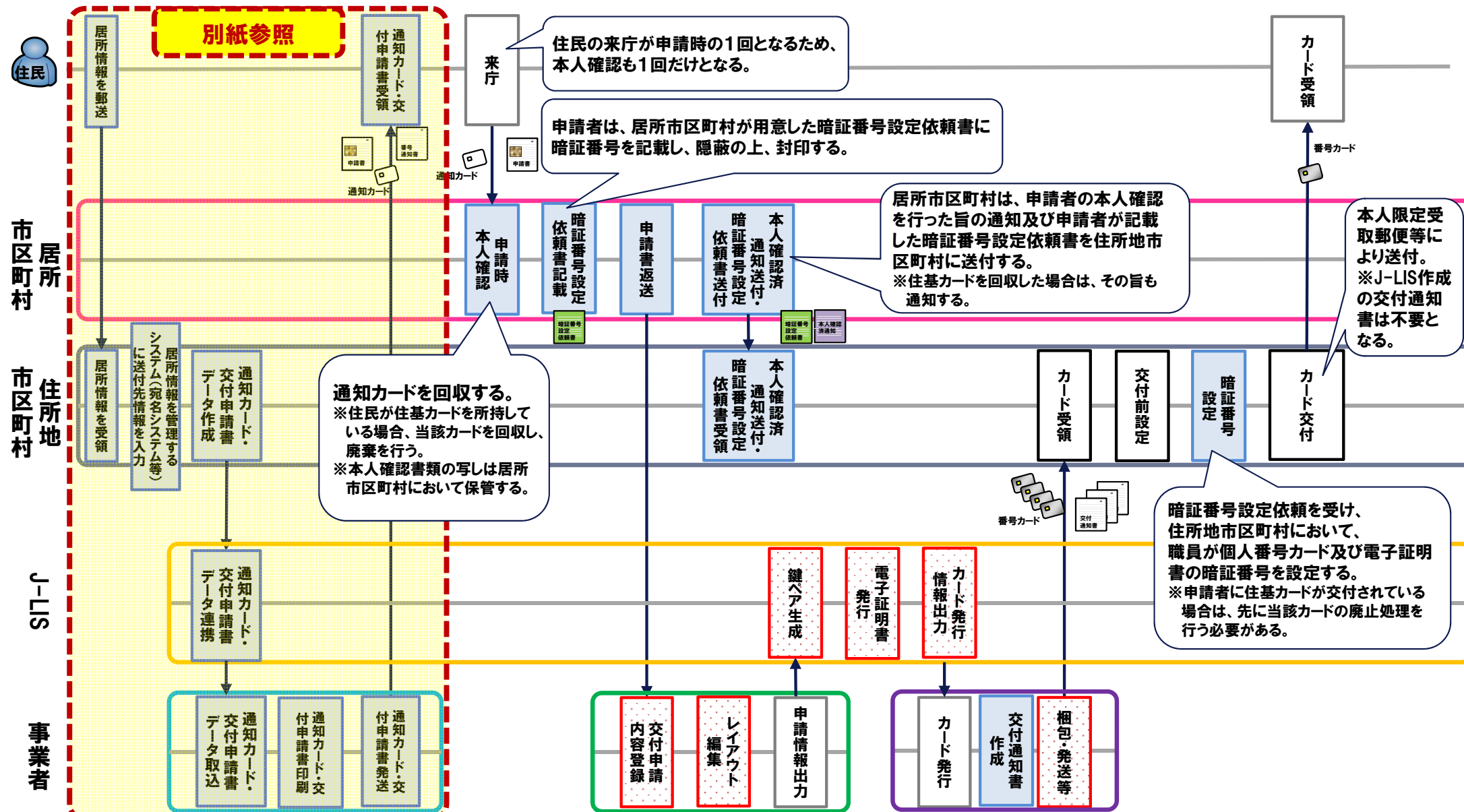
## 交付業務フロー(一括委任方式:申請時来庁)



# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(③被災者・DV等被害者対応)

○ 住所地市区町村以外に居所を構える被災者やDV被害者に対する交付を想定した業務フローは、以下のとおり。

## 被災者・DV等被害者向け交付業務フロー(一括委任方式:申請時来庁)

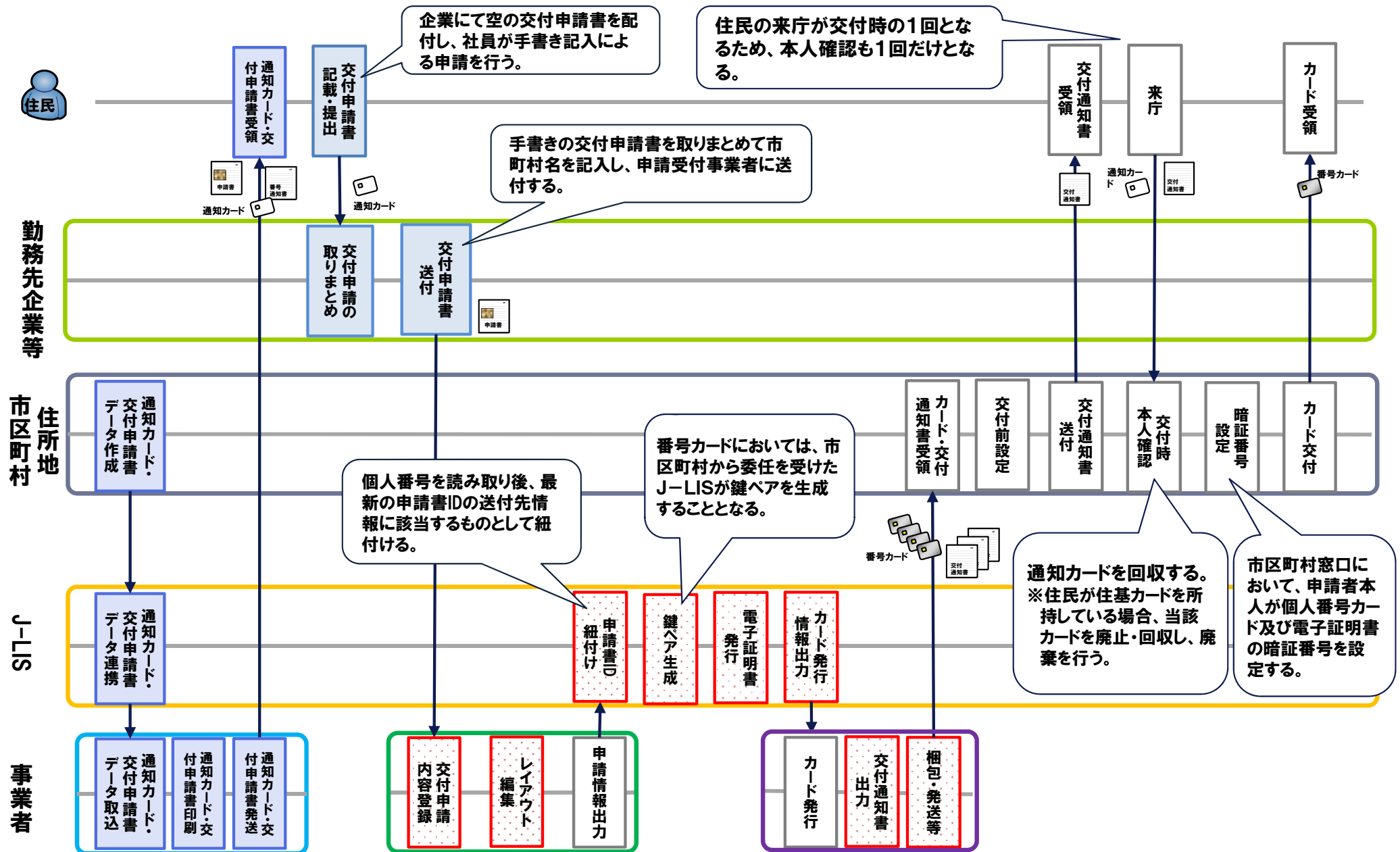


※ J-LIS又は居所市区町村で暗証番号設定を可能とするにはシステムの大幅な見直しが必要となり、相当のコストがかかるともに、平成28年1月以降の早期の対応が困難。

# 市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(④勤務先企業等による一括申請)

○ 勤務先企業等において従業員の申請を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。

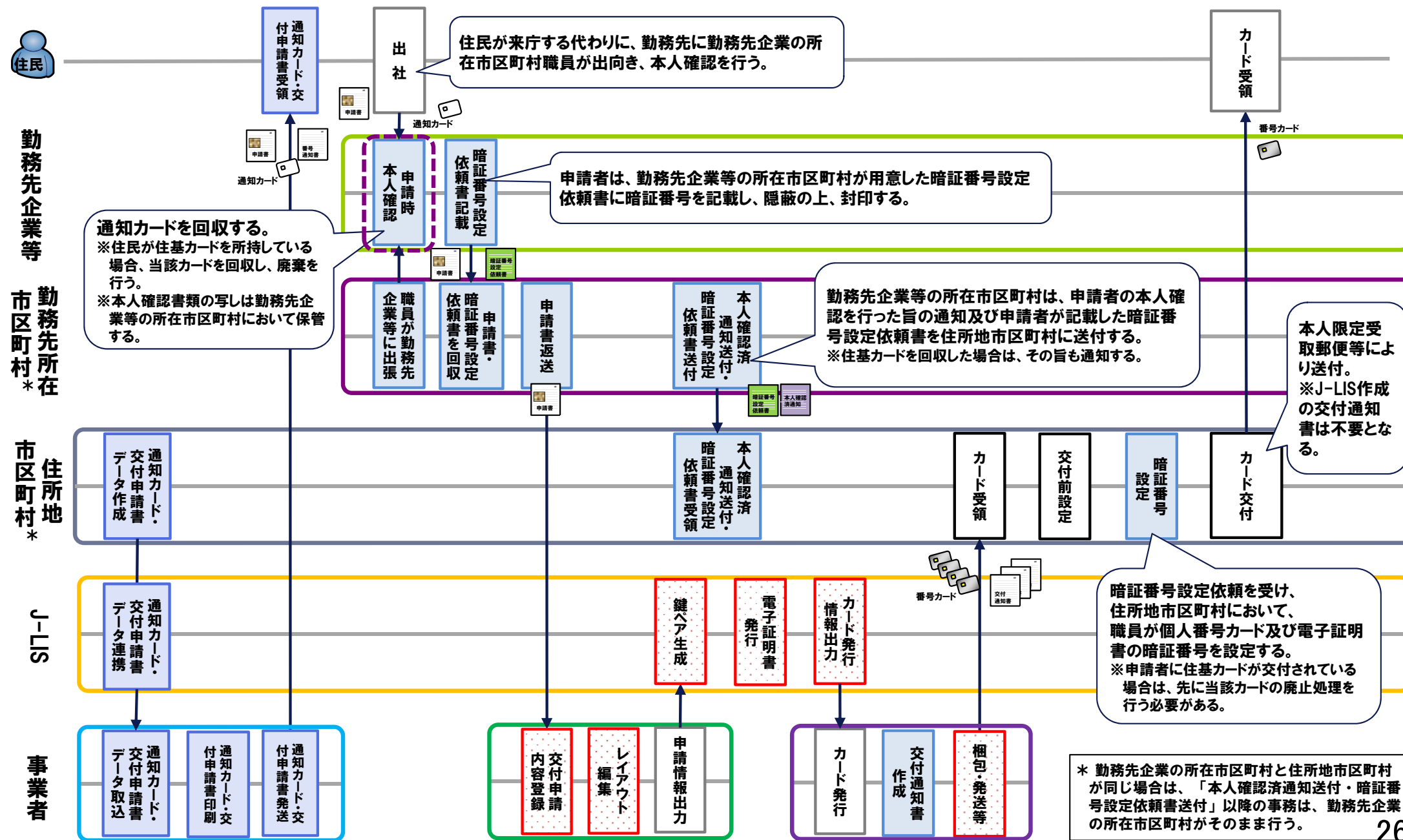
## 職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー(一括委任方式:交付時来庁)



**市区町村における個人番号カードの交付業務フロー(⑤勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付)**

○ 勤務先企業の所在市区町村の職員が勤務先企業に出張し、従業員の本人確認を一括して行う場合を想定した交付業務フローは、以下のとおり。

**職場で一括して申請を取りまとめる交付業務フロー（一括委任方式：勤務先での申請時本人確認）**





## 【別紙】住所地以外の居所に住む被災者・DV等被害者への通知カードの送付の考え方

- 通知カードについては、市町村長が、番号法施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者に対して送付することとなっている。

- 東日本大震災による被災者やDV等被害者の中には、住民票を置いたまま住所地以外の場所に移動（避難）していることも想定される。

- こうした者で生活の本拠が移動先（避難先；居所）にある場合には、番号法施行日までに当該居所のある市町村（居所市町村）に転入していただくことが基本。

（通知カードは転入後の住所に送付することとなる）

※DV等被害者については、居所市町村に転入後、支援措置を申し出てDV等支援対象者となることにより、ご自身の新しい住所が、DV等加害者による戸籍の附票の写しなどの請求を通じて当該DV等加害者に知られることを防げる。

- しかしながら、

①東日本大震災による被災者でやむを得ず避難先市町村で避難生活を送っており、避難先市町村に転入しない者や

②DV等被害者で、やむを得ない事情により居所市町村に転入しない者については、一定の配慮をし、居所（避難先）に送付することとする（居所（避難先）を登録してもらう）。

※具体的な運用方法は、近々にお知らせします。



# 【別紙】住所地以外の居所に住む被災者・DV等被害者の居所情報の把握方法

◆居所情報の登録に係る周知（趣旨、登録の方法、様式、時期などについて、国・都道府県・市区町村が協力して、7月頃以降に周知（予定））

◆居所情報の住所地市区町村への登録等

被災者  
↓  
1  
(1)

- 避難先情報を住所地市区町村に登録してもらう 【例外】○住所地市区町村が保有する避難先情報を活用することも可。（→1(2)）※ただし、最新情報への更新が必要（被災者に連絡する、被災者に登録してもらう等により）
- 具体的には、申請書（氏名、居所、やむを得ない事由等を記載）を住所地市区町村に郵送してもらう。
  - ・本人確認書類の写しを添付させる。
  - ・送付場所の確認のための資料を添付させる。 } …郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い
  - ・避難元市町村や避難元県等からの情報提供等に活用するため、避難先情報についての避難元市町村庁内での共有や避難元県との共有等の同意欄を設ける。
- 登録された避難先情報をもとに、J-LISが避難先に通知カードを送付する。

DV等被害者  
↓  
2  
(1)

- 居所情報を住所地市区町村に登録してもらう 【例外】○住所地市区町村がDV等支援対象者に連絡し、居所情報を確認する（又は登録させる）ことも可。（→2(2)）
- 具体的には、申請書（氏名、居所、やむを得ない事由等を記載）を住所地市区町村に郵送してもらう。
  - ・本人確認書類の写しを添付させる。
  - ・送付場所の確認のための資料を添付させる。 } …郵便による住民票の写し等交付請求の場合と同様の取扱い
- 登録された居所情報をもとに、J-LISが居所に通知カードを送付する。  
【例外】○住所地市区町村の役所・役場の所在地に一旦留め置き、本人に取りに来てもらう 又は 住所地市区町村が本人に送付することも可。（→2(2)）

※居所を異動した場合は、新しい居所の情報を住所地市区町村に再登録してもらう。

## 【別紙】 1. 住所地以外の居所に住む被災者の場合

(1)原則: **居所情報(避難先情報)**を登録し、居所に**J-LIS**が送付

### 住所地以外の居所(避難先)に住む被災者

①居所情報(避難先情報)を登録(申請書等を郵送)

- ・居所情報登録申請書(氏名、避難先、やむを得ない事由等を記載)
- ・本人確認書類の写し
- ・送付場所の確認のための資料

※被災者であることを証する書類の提出を求めてもよい

※避難元市区町村等からの情報提供等に活用するため、  
避難先情報の共有の同意欄を申請書に設ける

### 住所地市区町村

避難先情報

②居所情報を管理するシステム(宛名システム等)に**居所情報(避難先情報)**を入力

③通知カード・番号カード交付申請書  
データ作成

④データ送信

### J-LIS

⑤通知カード・番号カード交付申請書  
データ連携

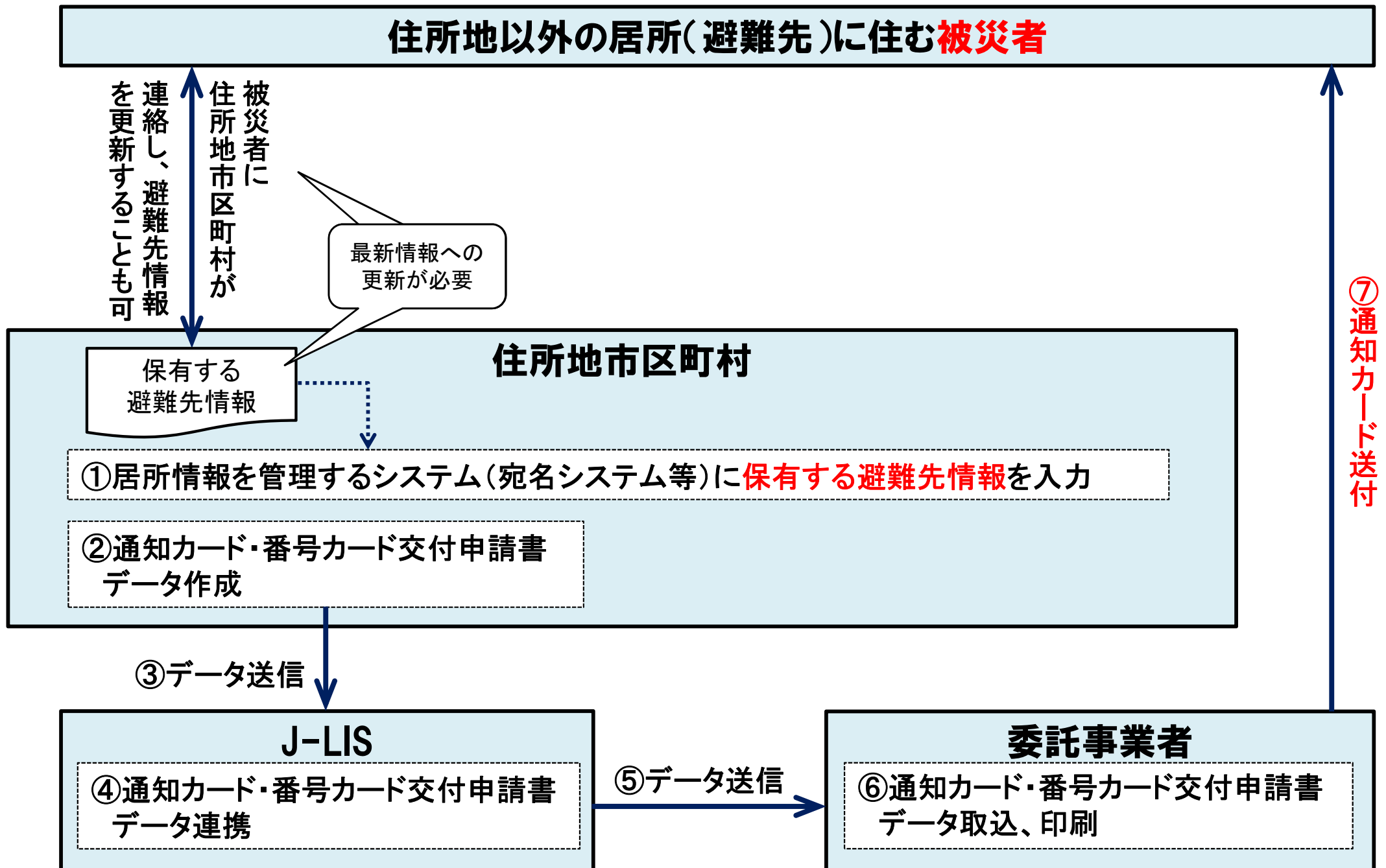
⑥データ送信

### 委託事業者

⑦通知カード・番号カード交付申請書  
データ取込、印刷

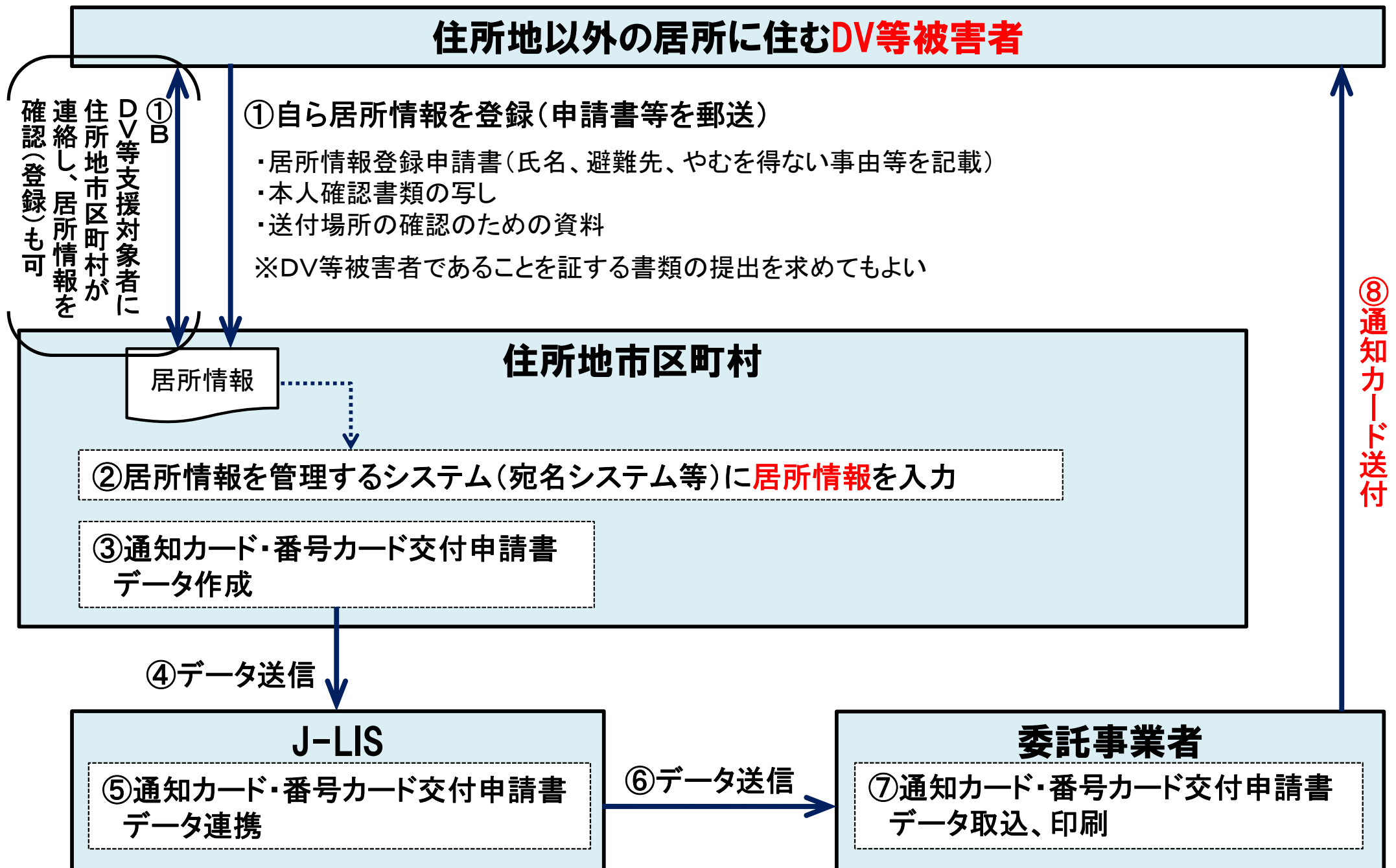
⑧通知カード送付

【別紙】 1. 住所地以外の居所(避難先)に住む被災者の場合  
(2)例外:保有する避難先情報を活用し、居所にJ-LISが送付



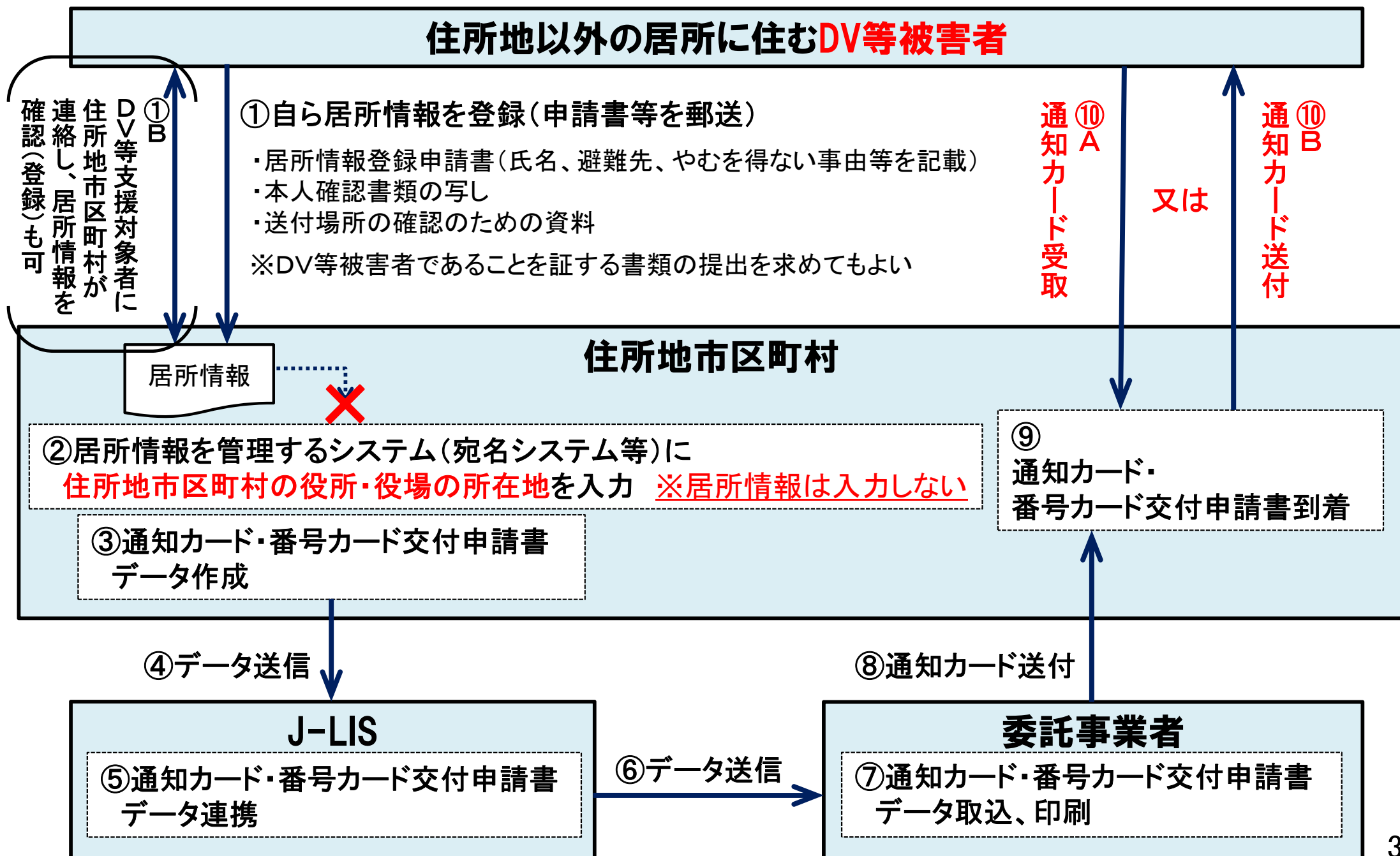
## 【別紙】 2. 住所地以外の居所に住むDV等被害者の場合

### (1)原則: 居所情報を登録し、居所にJ-LISが送付



## 【別紙】 2. 住所地以外の居所に住むDV等被害者の場合

(2)例外:居所情報を登録するが、一旦住所地市区町村で留め置き、本人が取りに来る 又は 住所地市区町村が送付





# ①番号法施行後(H27.10～)に転居・転入手続をとる者への通知カードの扱い(案)

転居・転入届出時に転入先市区町村等において通知カードの所有を確認(番号法第7条第3項及び第4項)

## ●返還登録の作業について

### ・同一市町村(転居)の場合

返還登録をしないと同一人物の新送付先情報を送信することはシステム上不可。ただし個人番号カード交付申請書付きではない通知カードのみであれば送信可能。

### ・異市町村(転出入)の場合

返還登録をせずとも新送付先情報の送信が可能。

※1 申請時来庁方式を採用する市区町村においては、通知カードの交付又は再送をせず、転入等届出時に本人確認を行い、本人限定受取郵便等で個人番号カードを交付することも可能。

通知カードが既達の場合

裏書き対応

転入の場合

前住所地で受理する可能性について確認  
(元世帯者が受理する場合等)

受理する可能性あり

転入手続後  
その者から入手の上、来庁時に裏書きの上交付  
又は  
新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送するとともにその者から入手の上返還を促す

受理する可能性なし

①-1

<転入先市区町村>  
転入手続後  
新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送  
  
<転出元市区町村>  
(転出手続:済)  
1. 返戻後 返還登録  
2. 廃棄処理

通知カードが未達の場合※1

転居の場合

通知カードが返戻されている場合

①-2

転居手続後  
裏書きの上交付  
又は  
1. 返還登録  
2. 廃棄処理  
3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

通知カードが返戻されていない場合

前住所地で受理する可能性について確認  
(元世帯者が受理する場合等)

受理する可能性なし

①-3

【新規発行希望の場合】  
転居手続後  
1. 返戻後 返還登録  
2. 廃棄処理  
3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

【裏書交付希望の場合】  
転居手続後  
返戻後裏書のための再来庁  
又は  
返戻後裏書の上市町村の独自サービスとして簡易書留で再送

受理する可能性あり

転居手続後  
その者から入手の上、来庁時に裏書きの上交付  
又は  
新送付先情報をJ-LISに送信、通知カード(但し申請書なし)を再送するとともにその者から入手の上返還を促す

## ・通知カードの再送期間

通知カードの初期一斉送付期間及びH28.1月から個人番号カードの交付が開始することを踏まえ、H27.12.31までは通知カードを無料で再送することとする(H28.1月以降は再交付扱い(有料))。

## ・世帯分離の場合等の取扱い

転居の場合: 返還登録しないと新送付先情報の登録ができず個人番号カード交付申請書と同紙になった通知カードを再送することはできないが、申請書のない通知カードのみであれば再送可

転入の場合: 転出元で返還登録せずとも転入先から新送付先情報の登録を行い個人番号カード交付申請書と同紙になった通知カードの再送可

⇒前世帯者が受理する可能性があれば、その者から入手の上来庁時に裏書き交付するか、通知カードを再送するとともにその者から入手の上返還を促す

## ・転入先市区町村から新送付先情報をJ-LISに送信し、通知カードを再送することについて

番号法上の通知義務は付番をした転出元市区町村にある⇒一度は通知したことで通知義務は果たしたとして、再交付に準じて転入先市区町村から再送することとする。

## ②通知カード返戻時の対応フロー(案)

### 【凡例】

①-1 : 前頁の

①-1

①-2 : 前頁の

①-2

①-3 : 前頁の

①-3

通知カードが市区町村に返戻・返戻内容確認 ※1

日本郵便  
返戻理由

あて所なし

保管期間経過

受取り拒否

市区町村において住民票記載事項の確認・調査

①同一市区町村内  
での転居を確認

②他の市区町村  
への転出を確認

③消除  
死亡、居住の事実無

④①～③を確認できず

通知カードの初期送付期間  
が10～12月であることを踏  
まえ、保存期間は3ヶ月とす  
る

【新規発行希望の場合】

1. 返戻後 返還登録
2. 廃棄処理
3. 新送付先情報をJ-LISに送信、通知カードを再送

【裏書交付希望の場合】

返戻後裏書きのための  
再来片を促す  
又は  
裏書の上市町村の独自  
サービスとして簡易  
書留で再送

＜転出元市区町村＞  
(転出手続：済)

1. 返還登録
2. 廃棄処理

＜転入先市区町村＞  
転入手続後  
新送付先情報をJ-LISに送  
信、通知カードを再送

返還登録

廃棄処理

当該市区町村において通知カードを  
一定期間保管(返還登録前)※2

転居等が  
ない場合

同一市区町村内で転  
居している場合

他の市区町村へ転出  
している場合

市区町村窓口に出頭  
し本人確認の上交付  
or  
市町村の独自サービ  
スとして簡易書留で再  
送

転居手続後  
裏書きの上交付  
又は  
1. 返還登録  
2. 廃棄処理  
3. 新送付先情報をJ-  
LISに送信、通知  
カードを再送

＜転出元市区町村＞  
転出手続後  
1. 返還登録  
2. 廃棄処理  
  
＜転入先市区町村＞  
転入手続後  
新送付先情報をJ-LIS  
に送信、通知カードを  
再送

※1 申請時来庁方式を採用する市区町村においては、  
通知カードの交付又は再送をせず、窓口出頭時に  
本人確認を行い、本人限定受取郵便等で個人番号  
カードを交付することも可能。

※2 一定期間経過後は返還登録の上廃棄処理とし、  
以後の通知カードの発行は再発行扱いとする。

# 住民基本台帳の記録の正確性の確保について(通知)①

平成27年3月20日総行住第35号  
総務省自治行政局長から  
各都道府県知事あて通知

各市区町村の長は、住民基本台帳が住民に関する様々な行政の基礎となることを踏まえ、住民に関する正確な記録が行われるよう努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならないものとされており、また、住民も、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならないこととされています。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行に伴い、番号利用法の施行の日において現に市区町村の備える住民基本台帳に記録されている者等に対し、個人番号を付番し、通知カードにより当該個人番号を通知しなければならないと、また、これまで以上に本人確認情報の情報提供件数が増大すると見込まれていること等から、住民基本台帳の記録の正確性を高めることが一層求められています。

このため、番号利用法の施行を控え、より実効性のある対応として、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第34条の規定に基づく調査をこの時期に集中的に行うことが有効と考えますので、貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村に対して、下記事項を踏まえ、住基法第34条の規定に基づく調査を実施し、住民基本台帳の記録の正確性を高めるよう、周知・徹底を図るとともに、その運用に遺漏がないよう格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 住基法第34条の規定に基づく調査の実施

住基法第34条において、各市区町村の長は、住民票に記載をすべきものとされる事項について定期に調査をするほか、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあるとの疑いがある場合等市区町村の長が必要があると認めるときは、いつでも調査をすることができることとされている。

番号利用法の施行を控え、住民基本台帳の記録の正確性を高めるための実効性のある対応として、当該調査を行うことが有効であることから、各市区町村の長は、実情に応じて、当該調査を番号利用法の施行までのこの時期に集中的に行うとともに、当該調査の結果を踏まえ、適切に住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）を行うこと。

また、住基法第14条等の趣旨を踏まえ、あらゆる行政事務の処理に当たって、住民基本台帳の記録に誤りがあることを知ったきは、住民票の記載等を行うため、市区町村の住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、選挙管理委員会及び教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図ること。

当該調査に当たっては、住民基本台帳の記録の正確性の確保を目的としていることについて住民の理解と協力が得られるよう努めること。

## 住民基本台帳の記録の正確性の確保について(通知)②

なお、住民票に記載する住所における居室の番号の適切な記載については、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等）、「住民票に記載する住所における居室の番号の適切な記載について（通知）」（平成23年6月17日付け総行住第113号）及び「住民票に記載する住所における居室の番号の適切な記載に関する取組について（照会）」（平成26年6月6日付け総行住第53号）において依頼しているところであるが、未だ居室の番号を記載していない市区町村の長は、当該調査により記載に必要な事項を確認するなどして、居室の番号を確実に記載するよう取り組むこと。

また、当該調査を通じて、事件性が疑われる事案を把握した場合には、適切に捜査機関に通報すること。所在不明の児童や高齢者等に係る事案を把握した場合には、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号等）及び「住民基本台帳の記録の正確性の確保について」（平成22年8月31日付け総行住第36号）等を踏まえ、庁内の関係部局や他の地方公共団体・関係機関等との情報共有をはじめ、転入届・転出届の催告、住民票の記載等を適切に行うよう努めること。

当該調査を行う際には、限られた人員で効果的に行う見地から、対象者について一定の絞り込みを行うことも考えられるところであり、その選択肢として、郵便物等に記載された名あて人本人に限って配達される「本人限定受取サービス」や国勢調査の調査区関係資料（調査区一覧表、調査区地図及び調査区要図）における廃屋・空屋や更地に係る地図情報等の活用も検討すること（参考：「住民基本台帳の記録の正確性の確保について（通知）」（平成22年8月31日付け総行住第36号））。

本通知に係る当該調査に関する経費の一部については、平成27年度個人番号カード交付事務費補助金の対象経費とするものであること。

### 2 住民に対する周知

各市区町村の長は、住民の住所の変更などの住民の地位の変更に関する事実については原則として住民からの届出により把握することとされている。このため、住基法第22条から第25条まで及び第30条の46から第30条の48までの規定に基づく届出が正確に行われるよう、改めて住民に対して届出制度の周知を行うこと。就職・転勤・入学等に伴い住所の異動がある者に対して、企業や学校等の協力を得るなどして周知に努めること。なお、総務省では高等学校の生徒向けの周知を依頼しているので参考にされたい（「引越しの際の住民票の異動の周知について（依頼）」（平成27年3月3日付け事務連絡）等）。



# 個人番号カードの発行等の実施(その1・予算の前提)

## 通知カード

- ・ 初期の通知カード関係書類の送付先：約5,400万世帯（平成27年10月より）以降は新規分として年間140万人に送付
- ・ 通知カードの素材：紙
- ・ 通知カード送付の際、個人番号カード交付申請書も同封
- ・ 通知カードの送付方法：簡易書留
- ・ 通知カードと交付申請書の単価：17.9円/枚（障害者用音声コードあり）

## 個人番号カード

- ・ 無料交付
- ・ 個人番号カード発行枚数：1,500万枚（平成27年度：1,000万枚、平成28年度：500万枚）
- ・ 個人番号カード単価：700円／枚
- ・ 電子証明書：200円／枚

## 再発行手数料

- ・ 通知カードの再発行手数料：500円
- ・ 個人番号カードの再発行手数料：1,000円

※各市町村において手数料条例で定める必要あり



# 個人番号カードの発行等の実施(その2・予算の内容)

個人番号カードの発行等の実施：483.2億円

※2つの交付要綱については、H27.5月に通知予定。

## 個人番号カード交付事業費補助金：443.2億円

### 【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という）への通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る市町村の交付金に対して補助金を措置（補助率10/10）

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- （1）個人番号カード発行等事業を行うためのプロジェクト管理事業 0.8億円
- （2）通知カード等の作成・発送事業 267.0億円 （0.7億円）
- （3）個人番号カードの申込処理事業 48.1億円 （26.4億円）
- （4）個人番号カードの製造・発行事業 112.5億円 （66.2億円）
- （5）個人番号カード機能の一時停止等のためのコールセンター事業 14.9億円 （3.9億円）

※数字の単位は億円。（ ）内の数字は平成28年度国庫債務負担行為。

### 【対象】

市町村

## 個人番号カード交付事務費補助金：40.0億円

### 【内容】

市町村における個人番号カード交付事務に係る経費に対して補助金を措置  
（主に臨時職員等追加のための経費を対象。詳細については今後補助金交付要綱において規定）

### 【対象】

市町村

# 平成27年度個人番号カード交付事業費補助金の骨子①(案)

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 総額     | 443.2億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2. 補助対象経費 | <p>1. 番号法総務省令第35条第1項に基づき、機構に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち同条同項第1号から第8号に掲げる事務を行わせることとした市町村が、同省令第37条第1項の規定により機構に交付する交付金</p> <p>2. 機構に、公的個人認証法(以下「法」という。)第2条第3項に規定する認証業務のうち、下記のような事務を委任することとした市町村が、機構に交付する交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第3条第2項に規定する申請書及び法第22条第2項に規定する申請書(以下「署名用電子証明書等発行申請書」という。)の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送</li> <li>・署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存</li> <li>・法第3条第4項の規定による署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成並びにこれらの個人番号カードへの記録</li> <li>・法第3条第7項の規定による署名用電子証明書の個人番号カードへの記録</li> <li>・法第22条第4項の規定による利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号の作成並びにこれらの個人番号カードへの記録</li> <li>・電話による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※上記のような、機構に委任することができる認証業務関連事務及び委任により機構に交付する交付金に係る規定については、今後省令において定める予定。</p> |

# 平成27年度個人番号カード交付事業費補助金の骨子②(案)

## 3. 配分方法

- ①平成27年6月に機構から市町村へ1回目の請求書発出  
⇒総務省から市町村へ事業費補助金の概算交付(平成27年9月頃)
- ②平成28年2月に機構から市町村へ2回目の請求書発出  
⇒総務省から市町村へ事業費補助金の交付(平成28年3～4月頃)

### 最終的な補助金の算出方法

→ 2の交付金として機構が対象市町村に請求する額－再交付した通知カード・個人番号カード(電子証明書含む)の枚数に再交付手数料を乗じた額(再交付がやむを得ないと認められる場合(※)を除く。)

※再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等については、P.44のとおり。

# 平成27年度個人番号カード交付事務費補助金の骨子①(案)

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 総額     | 40.0億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2. 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付のための人件費<br/>超過勤務手当等のうち個人番号カード交付事務による増加分(非常勤職員・派遣職員分含む)</li> <li>・申請時来庁方式による交付のための経費<br/>個人番号カードの郵送費等</li> <li>・照会回答書の印刷費・郵送費</li> <li>・臨時窓口設置経費<br/>会場借り上げ料等(公共施設で対応できない場合に限る)</li> <li>・通知カードの送付先情報の登録のための人件費<br/>休日勤務手当等増加分(原則休日振替等により対応していただく)</li> <li>・DV被害者・震災避難者のための対応経費(個人番号カードの郵送費等)</li> <li>・通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費<br/>調査に係る職員旅費、人件費(休日振替等ができずに休日の作業となった場合の手当増加分)、本人限定受取郵便を利用する場合の郵送代等</li> </ul> <p>※いずれもやむを得ず増加した経費に限る。<br/>         ※個人番号カード交付事務費補助金の交付決定前に執行した経費であっても、国の平成27年度当初予算成立日以降のものであれば、当該補助金の対象とする予定。</p> |

# 平成27年度個人番号カード交付事務費補助金の骨子②(案)

## 3. 配分方法

- ① 平成27年度の上半期に、総額(40.0億円)を推計交付枚数(人口割)に応じて仮交付決定
  - ② その後、下記aとbとを比較して少ない方の額により、年度末に本交付決定
    - a: 補助対象経費の実支出額
    - b: 平成27年12月末時点で想定される交付枚数ベースで算出する基準額  
 なお、個人番号カードの交付方式により、4のとおり傾斜配分を設けることを想定
- ※ DV被害者・震災避難者のための対応経費及び通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費については、上記の配分方法とは別に実額ベースで措置
- (例)A市の場合の算定方法
- ①  $40\text{億円} \times (\text{A市住基人口} / \text{全国住基人口})$
  - ② aとbとを比較して少ない額
    - a: 補助対象経費の実支出額
    - b:  $(40\text{億円} - \text{DV被害者・震災避難者対応経費} - \text{通知カードの確実な送付のための居住実態の調査経費}) \times (4\text{によるA市交付枚数}) / \text{全国交付枚数}$

## 4. 交付方式による傾斜配分

- 基準額算出の基礎となる交付枚数：A～Eの合計（個人番号カード交付方式についてはP.22～26参照）
- A: 交付時来庁方式による交付枚数  $\times 1.00$ （原則の方式）
  - B: 申請時来庁方式による交付枚数  $\times 1.05$
  - C: 申請時来庁方式(DV被害者・震災避難者対応)による交付枚数  $\times 1.00$
  - D: 勤務先企業等による一括申請による交付枚数  $\times 1.10$
  - E: 勤務先企業等に職員が出向く一括申請受付による交付枚数  $\times 1.20$



# 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて

(平成27年4月17日付 各都道府県社会保障・税番号制度担当課・市区町村担当課宛て総務省自治行政局住民制度課事務連絡)

通知カード及び個人番号カード(電子証明書を含む。)の初回の交付手数料相当経費については、国庫補助の対象とする予定ですが、通知カード及び個人番号カード(電子証明書を含む。)の再交付手数料相当経費については、発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象としない予定です(注1)。

各市区町村(政令指定都市を含む。以下同じ。)におかれましては、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収の必要性について検討し、必要があると認める場合には、手数料条例の改正について、所要の措置を講じていただくようお願いいたします(注2)。

なお、検討の結果、個人番号カードの機能やコンビニ交付サービスをはじめとする市区町村における行政サービスへの活用の状況・予定等にかんがみ、申請者から徴収しないこととすることも、もとより可能です。

注1 発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等については、別紙のとおりです。

注2 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となります。

なお、個人番号カードの再交付に伴う電子証明書の再発行手数料200円は地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が定め、機構からの委託に基づき市区町村において徴収することとなるため、電子証明書については手数料条例の制定は不要です。

# 再交付がやむを得ないと認められる場合の該当性等について

別紙

※「政令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令  
 ※「省令」:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令

## ●通知カード

| 事由                                                                                   | 条項                        | 該当性・国庫補助対象                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付<br>個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付 | 省令 § 11 I ①⑦              | 原則として×<br>ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については○                                                               |
| 通知カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付<br>個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付                               | 省令 § 11 I ②⑧              | ○                                                                                                   |
| 通知カード又は個人番号カード返納後の再交付                                                                | 省令 § 11 I<br>③～⑥<br>により返納 | 原則として×<br>ただし、<br>①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付<br>②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付<br>③国外転出による返納後の再交付<br>については○ |

## ●個人番号カード(電子証明書を含む)

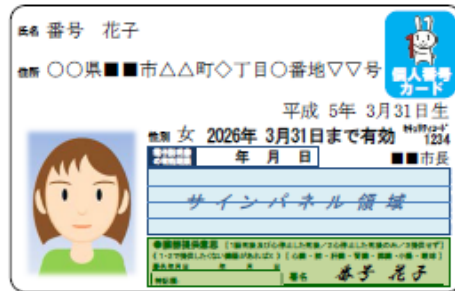
| 事由                                            | 条項                      | 該当性・国庫補助対象                                                                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合の再交付<br>カードの機能が損なわれた場合の再交付 | 省令 § 28 I               | 原則として×<br>ただし市区町村・J-LISのミスによる場合については○                                                               |
| 追記欄の余白がなくなった場合の再交付                            | 省令 § 29 I               | ○                                                                                                   |
| 個人番号カード返納後の再交付                                | 政令 § 15<br>Ⅱ～Ⅳ<br>により返納 | 原則として×<br>ただし、<br>①個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付<br>②市町村、J-LISの過失による誤交付後の再交付<br>③国外転出による返納後の再交付<br>については○ |

※個人番号カードの有効期間満了に伴う再交付手数料の扱いについては別途検討。

# 「コンビニ交付サービス」の導入について①

## 1 個人番号カード（平成28年1月交付開始）

表面(案)



裏面(案)



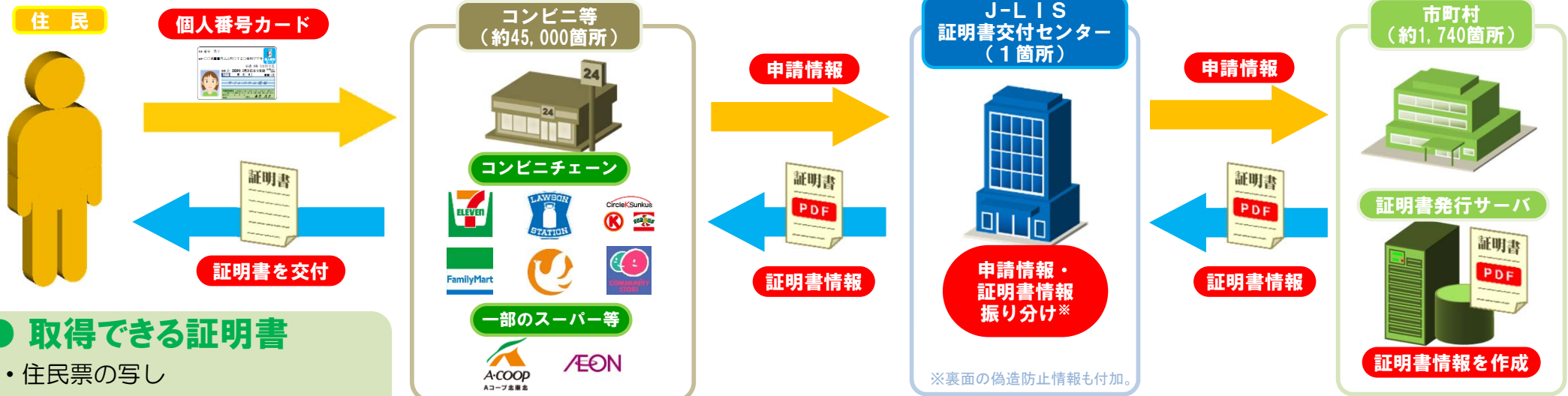
◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

- ① 個人番号の証明書
- ② 本人確認の証明書
- ③ 市町村や国などの各種サービスのカード
- ④ 行政手続のオンライン申請
- ⑤ 民間のオンライン取引・口座開設
- ⑥ コンビニ等で各種証明書を取得

➡ 相当数の住民が取得するものと見込まれる。

## 2 コンビニ交付サービスのイメージ



### ● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

いつでも 早朝から夜 (6:30~23:00) まで土日祝日※も対応。

※12/29~1/3を除く。

どこでも 全国の約45,000店舗で交付を受けられる。

### 導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

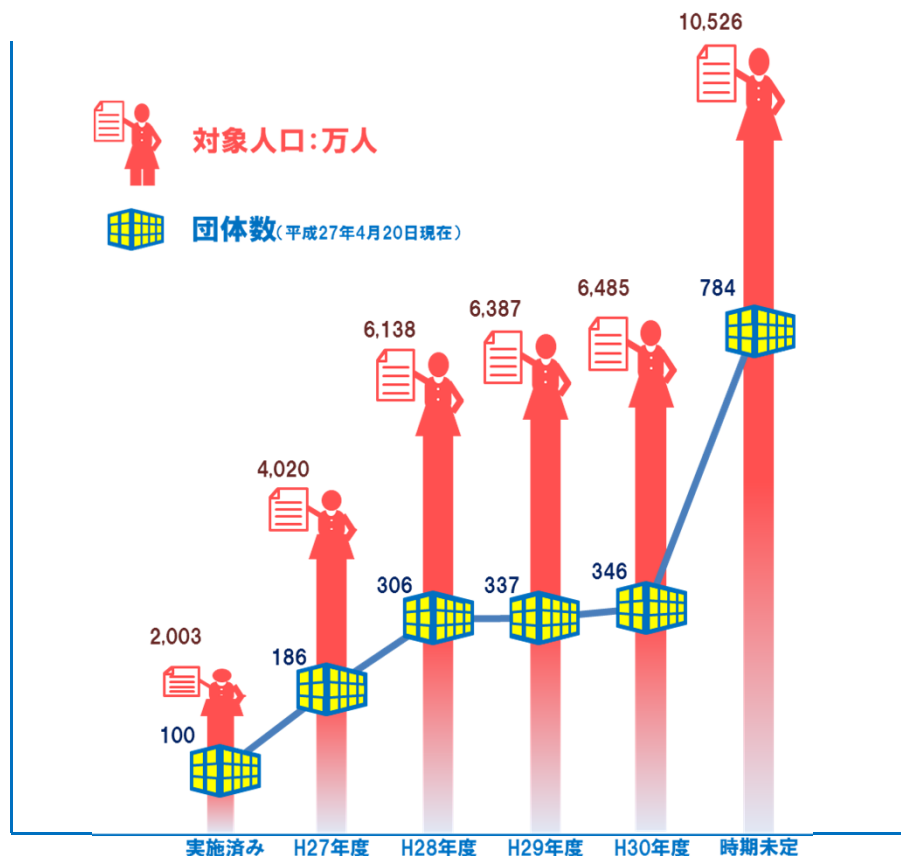
# 「コンビニ交付サービス」の導入について②

## 3 導入予定団体

### ■ 個人番号カードの導入を契機に、多くの市町村がコンビニ交付サービスの導入を予定。

約5割の団体がコンビニ交付サービスを導入予定。※

➡ その住民である約1億人（国民の約8割）がコンビニ交付サービスを楽しむことができることとなる見込み。※※



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。  
※※平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

## 4 導入のための経費

### ■ コンビニ交付サービスの導入コストは、標準的な団体の実績平均で約2,100万円※。

- 既存システムの改修費
- 証明書発行サーバの構築費
- 証明書交付センターへの接続費

約2,100万円

※住民票の写し、印鑑登録証明書を対象とする場合、平成22年度～24年度に導入した59団体の事業費を基に算出。

### 特別交付税措置

対象経費に対し、

**2分の1、上限5,000万円の措置**

条件：自治体クラウドの推進に資するものであること。

### ■ ランニングコスト

- ◆ 証明書発行サーバの保守費
- ◆ 証明書交付センターの運営負担金
  - ・ 町村100万円～指定都市（100万人以上）1,000万円
  - ・ 一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
- ◆ コンビニ事業者等への委託手数料（1通当たり）123円

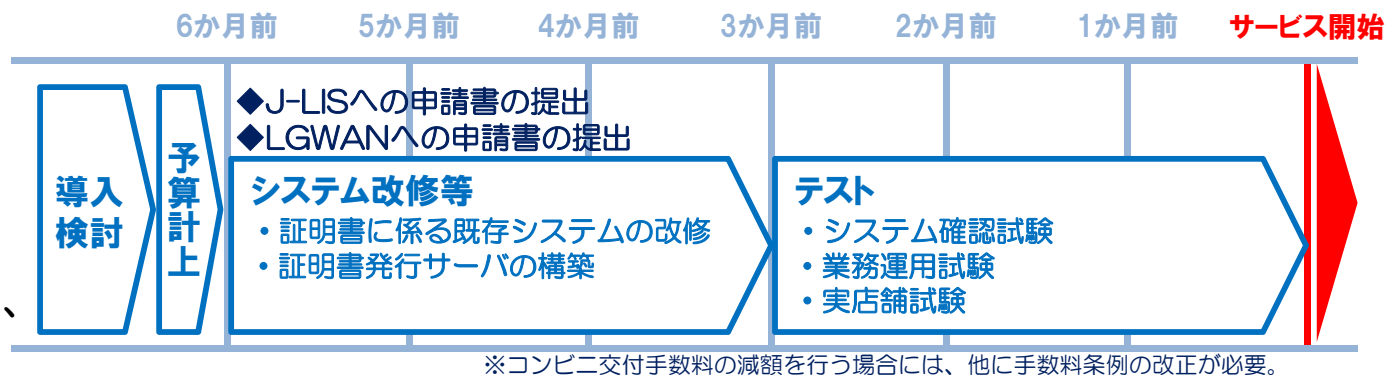
以上についても、当初3年間は上記特別交付税の対象となる。

# 「コンビニ交付サービス」の導入について③

## 5 導入のための準備・期間

### ■ J-LIS等への申請書の提出後、概ね6か月間の期間が必要。

- J-LISへの申請書と、LGWANへの申請書の提出が必要。
- 標準的には、システム改修等に概ね3か月、テストに概ね3か月の期間が必要。



## 6 どんどん便利になるコンビニ交付サービス

### ■ 6カ国語に対応(26年6月開始)

コンビニ交付サービスは、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の6カ国語による画面案内を実施。外国人住民に優しく、市町村の窓口対応の負担もぐっと軽減するサービス。

### ■ 住所地と本籍地が異なる住民でも、戸籍の証明書を取得可能に(28年1月予定)

現在のコンビニ交付サービスでは、戸籍の証明書の交付を受けられるのは、住所地と本籍地が同一の住民に限られる。

28年1月以降は、住所地と本籍地が異なる住民でも本籍地に申請をしておけば、コンビニ等で戸籍の証明書の交付を受けられるよう、機能を追加する予定。※

※本籍地がコンビニ交付サービスを公的個人認証方式により導入することが必要。

## 7 よくあるご質問

### Q. うちの町にはコンビニが無い。コンビニ交付サービス導入の意味がない。

A. コンビニ交付サービスは、参加市町村のコンビニ等に限らず、全国どこのコンビニ等でも交付が受けられるサービス。

よって、参加市町村にコンビニ等がなくても、住民の生活圏（通勤、通学、買い物等のエリア）においてコンビニ等があれば、参加の意義がある。

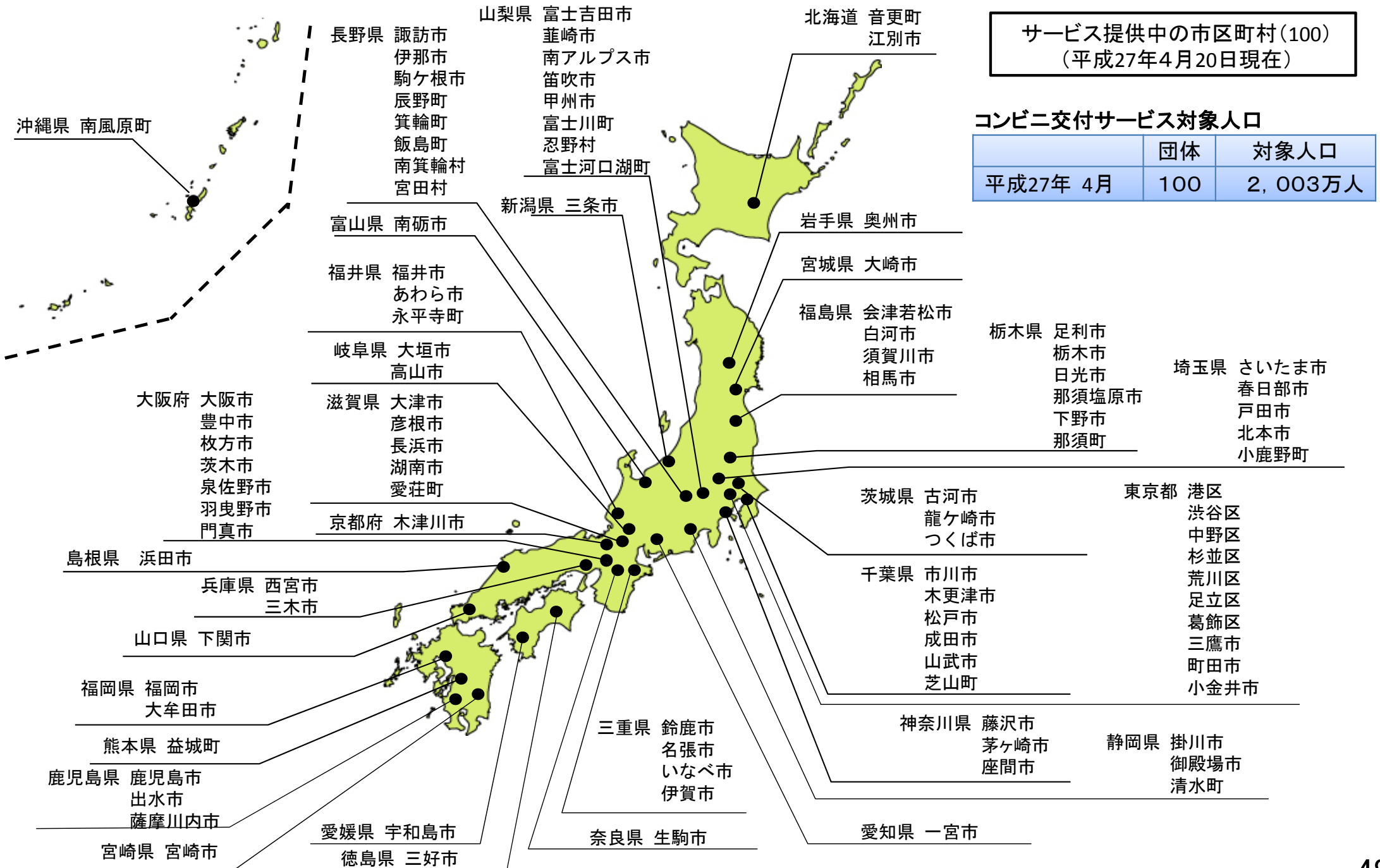
また、あたかも庁舎がコンビニ店舗であるかのように、コンビニのマルチコピー機をリースし設置するという方法もある。

### Q. 番号法に基づく情報連携で各種証明書の添付が不要になっていく。コンビニ交付サービスの意義は早晚失われるのでは。

A. 番号法に基づく情報連携は官→官に限られ、民→民の情報連携はされないため、民間事業者に対しては引き続き各種証明書の添付が必要。現在、コンビニ交付の約4割を占める印鑑登録証明書は、民間事業者に提出されるものであり、また、同様に約4割を占める住民票の写しは、住宅関係手続など多くの民民手続で活用されていることから、コンビニ交付サービスの意義は失われない。



# 「コンビニ交付サービス」の市区町村の参加状況



# 公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

## 現行の仕組みとの比較

| 本人認証の仕組み            | 条例制定の可否 | 条例利用APの書き込み | システム構築に係る負担              | 本人認証の仕組み              | 対象カード                       |
|---------------------|---------|-------------|--------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 条例利用方式<br>(カードAP認証) | 必要      | 必要          | 証明発行サーバ及び<br>条例利用システムを構築 | 利用者ID及び暗証番号           | 個人番号カードだけでなく、<br>住基カードでも利用可 |
| 公的個人認証方式            | 不要      | 不要          | 証明発行サーバのみ構築              | 利用者証明用電子証明<br>書の有効性検証 | 個人番号カードのみ利用可                |

## 市区町村におけるメリット

- ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
- コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

## 利用者におけるメリット

- 証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
- 現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
- 証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

# 【対応済か確認】地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成26年度】

| 時期                  | 項目                                                                 | いつまでに                                                                                                       | やること                                                                                                                                                   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月～                 | 既存システム改修開始<br>①既存住基システム<br>②税務システム<br>③団体内統合宛名システム等<br>④社会保障関係システム | ① 26年度末まで※<br>②～④ 27年12月末まで<br><br>※ 27年度上半期に機構との連携テスト                                                      | 各既存システムの改修を開始する。<br>※ 既存住基システムについては、27年度上半期に、機構から個人番号とすべき番号が送付されるなど、本番運用が開始されることとなるため、26年度中に改修が完了する必要がある。                                              |
| 春夏～<br>27年度まで<br>継続 | 上記①～④についての情報<br>保護評価                                               | 原則として、開発工程に入るまで<br>(ただし、委員会指針公表から半年を超えない範囲で開発※が発生する場合は、開発工程後の実施も認められる)<br><br>※開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいう。 | 情報保護評価を行う。しきい値評価の結果、全項目評価となった場合は、パブリックコメント、第三者点検を行う。                                                                                                   |
| 秋頃                  | 27年度予算要求                                                           | 各団体予算案決定時                                                                                                   | ①既存住基システム(テストや準備行為に係る経費等)<br>②税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の低い団体)、情報連携に係る改修)<br>③団体内統合宛名システム等<br>④社会保障関係システム<br>の改修費用を見積もり、予算計上<br>また、<br>⑤中間サーバーの整備に関する予算を計上 |

# 地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成27年度】

| 時期           | 項目                                   | いつまでに                                        | やること                                                                                     |
|--------------|--------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26年度<br>から継続 | 既存システムの改修完了                          | 27年12月末まで<br>(番号の管理)                         | 番号の利用開始に向けた既存システムの改修を完了する。                                                               |
| 通年           | 住登外者の整理・統合                           | 28年(符号取得まで)                                  | 業務システム毎に保有している住登外者の情報を整理統合し、符号の取得に備える。                                                   |
| 上半期          | 既存住基システム連携<br>テスト                    | 機構が個人番号とすべき<br>番号を配布する時点(遅く<br>とも27年6月28日)まで | 番号制度に対応した改修を済ませた既存住基システムと、番号制度<br>に対応したアプリケーション適用後のCS間の連携及び機構との連携<br>についてテストを行う。         |
| 上半期          | 個人番号の付番・通知開始<br>に向けた準備               | 27年10月5日まで                                   | 27年10月の個人番号の付番等に係る準備を行う                                                                  |
| 通年           | 個人情報保護関連条例、個人<br>番号独自利用条例案の改正・<br>制定 | 27年10月5日まで                                   | 個人情報保護関連条例案、個人番号独自利用条例を検討し、<br>改正又は制定する。※27年1月1日以降随時                                     |
| 27年10月5日     | 個人番号の付番・通知開始                         | —                                            | 個人番号を付番する。<br>個人番号を住民票に記載する。<br>個人番号を本人確認情報に追加する。<br>個人番号カードの交付申請書の受付を開始する。              |
| 通年           | 個人番号カードの独自利用条<br>例の制定                | 独自利用時点に併せて<br>随時                             | 個人番号カードの独自利用条例を検討し、制定する。                                                                 |
| 28年1月1日      | 個人番号の利用開始<br>個人番号カードの交付開始            | —                                            | 個人番号入りの申請書等の受付を開始する。<br>個人番号カードを交付する。                                                    |
| 下半期          | 中間サーバーの整備開始                          | 27年度中                                        | 中間サーバーのアプリケーションを適用する。中間サーバー、情報提<br>供ネットワークシステム(IFシステム)の導入に伴い、市町村内の庁内<br>ネットワークの見直しを実施する。 |

## 【その他】

- ・番号取扱職員への研修を行う必要があると考えられる。
- ・給与システムで個人番号を取扱うための対応が必要となる。
- ・周知・広報について、平成27年10月の個人番号の付番・通知開始まで重点的に国と協力して行う必要がある。

# 地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成28・29年度】

## 28年度

| 時期           | 項目                                     | いつまでに        | やること                                                                                                                |
|--------------|----------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27年度<br>から継続 | 既存システム改修完了<br>(団体内におけるシステム連<br>携テスト完了) | 28年7月頃(情報連携) | 団体内におけるシステム連携テストを終え、改修を完了する。                                                                                        |
| 上半期<br>中頃    | 総合運用テスト                                | 29年6月末まで     | 情報提供ネットワークシステムと連携した総合運用テストに参画する。<br>総合運用テストでは、各地方公共団体のシステムを情報提供ネット<br>ワークシステムに接続し、番号法に基づく情報提供／情報照会の一<br>連の流れをテストする。 |
| 未定           | 住民の符号取得                                | 未定           | 各市町村の住民の符号を取得する。<br>住民登録外者については、情報連携に必要な者について取得する。                                                                  |

## 29年度

| 時期 | 項目     | いつまでに | やること |
|----|--------|-------|------|
| 7月 | 情報連携開始 | —     | —    |